

賃借人の協荷貿易について

—天保10年(1839)～同14年(1843)を事例として—

石田 千尋

はじめに

筆者は先に「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船協荷貿易システムの改変とその実態—」(『洋学』第23号、平成28年)を発表した。本拙稿においては、出島商館職員や船員等の私貿易(協荷貿易)関与・参加が排除され、賃借人による独占的な協荷貿易システムに改変されたのが、天保6年(1835)であったことを明らかにし、あわせて、賃借人による同年の取引がバタヴィアで政庁との間で結ばれた契約に基づいておこなわれていたことを具体的に考察・解明した。

その後発表した「近世後期における賃借人の協荷貿易について—天保7年(1836)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第55号第4部、平成30年)・「江戸時代後期における賃借人の協荷貿易について—天保8年(1837)・同9年(1838)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第56号第4部、平成31年)においては、天保6年にはじまった賃借人による協荷貿易が翌天保7年、さらに、同8年・同9年にどのように継続しておこなわれていたのか、オランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察した。その結果、天保7年の協荷貿易は、前年度同様バタヴィアで賃借人と政庁との間で結ばれた契約に基づいておこなわれており、協荷取引の売上額の増加をみていたことが判明した。また、ユニコールの持ち渡りにみられるように政庁側の取引(詔物取引)の一部を担い、高率の収益が約束される取引を含みはじめていたことが明らかになった。天保8年・同9年の協荷貿易も、それぞれ前年の協荷貿易を踏襲し、賃借人とバタヴィア政庁との間で結ばれた契約に原則として基づいておこなわれていたと考えられるが、天保9年の場合は、協荷物の仕入総額が50,000グルデンを超えており、契約書第4条に反していた。さらに、賃借権料に関して、両年共に契約書第12条で決められている35,000グルデンは支払われず、協荷貿易の損失額に応じて減額されていることが判明した。また、両年の協荷物の中にも詔物(注文品)として使用するためのユニコールが持ち渡られていたことは特筆されよう。

本稿は、上記三点の拙稿に続くものとして、賃借人による協荷貿易が天保10年(1839)～同14年(1843)にどのように継続しておこなわれたのか、オランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察するものである。

第1章 天保10年(1839)の協荷貿易

第1節 協荷貿易に関する契約書

天保7年(1836)～同9年(1838)の日本での協荷貿易の賃借人は、商人ヘーフェルスとファン・ブラーム de kooplieden Gevers en van Braamであったが、天保10年(1839)からは、それまで賃借人の代理人であったリスール C. Lissour に代わり、1年間の契約が政庁との間で結ばれた。1839年度の取引に関する契約書は、リスールと政庁の一部局である物産民間倉庫局長との間で1838年4月8日に結ばれている。⁽¹⁾従って、この契約は、商人ヘーフェルスとファン・ブラームを賃借人とする3年目の協荷貿易が始まる以前に結ばれていたことになる。

本節では、1836年～1838年度用の契約書⁽²⁾(以下、A契約書もしくは(A)と記す)と1839年度用の契約書(以下、B契約書もしくは(B)と記す)を比較検討し、B契約書がA契約書と比べてどのような点が変更されているかに注目して考察していきたい。

表1はA契約書とB契約書を拙訳の上、比較対照したものである。まず、各条文の要旨と共に、A契約書とB契約書の相違点を簡潔に記していきたい。

(A)第1条・(B)第1条:協荷貿易(=カンバン貿易)の譲渡について。

(A):商人ヘーフェルスとファン・ブラームに1836・1837・1838年度の協荷貿易を譲渡する。

(B):リスールに1839年度(契約書では、「1839年から1840年まで」と記す)の協荷貿易を譲渡する。

(A)第2条・(B)第2条:賃借人の独占権について。

(A)・(B):同内容。

(A)第3条・(B)第3条:賃借人(または代理人)

表1 1836年～1838年度用契約書と1839年度用契約書の比較対照表

(A) 1836年～1838年度用の契約書	(B) 1839年度用の契約書
<p>第1条 政庁は、商人ヘーフェルスとファン・ブラームに、かつて出島のオランダ商館の職員や、オランダ船船長にそこ〔日本〕で許されていたように、日本での個人貿易、すなわち、いわゆるカンバン貿易の独占権を賃貸借として、<u>1836年、1837年、1838年の発送、すなわち、これから出港する船が帰帆するまでの間譲渡する。</u></p> <p>第2条 それ故、この間、賃借人として認められた商人以外、だれも自由に個人貿易としていくらかの品物を、日本に輸入することも、あるいは日本から輸出することもできない。〔それに違反すれば〕下記のような罰が与えられる。</p> <p>第3条 商人ヘーフェルスとファン・ブラームは、彼らの代理をする一人の代理人を日本に派遣できる。また、もしその人と同様に、彼ら〔両商人〕も日本に出発するのであれば、貿易期間終了後、すなわち、それぞれの船の帰帆時にそれぞれの船で帰らなければならない。そして、いかなる理由があろうともそこにとどまってはならない。</p> <p>第4条 カンバン貿易のための資金は、物産民間倉庫局長の裁量により、その年の送り状の仕入値で、合計50,000グルデン以上になってはならない。そして、賃借人により送り状の写しが彼〔局長〕に提出されなければならない。</p> <p>第5条 通常、政庁〔の貿易〕、すなわちいわゆる会社貿易で受け入れられるすべての品物は、<u>年に1ピコル賃借人が輸出できる貿易品であるウニコールを除いて、</u>カンバン貿易になることはありえない。そして、賃借人自身は、さらにあらゆる禁制〔禁制品に関する規定〕により、日本の役人が点検した限りにおいて、日本への輸出入品はあきらめなければならない。もしそうするのであれば、それらの輸出入品は取り上げとなり、その上、状況に応じて取り上げた品物の合計50%の価値に達する罰金となる。</p>	<p>第1条 政庁は、<u>C. リスール氏に、かつて出島のオランダ商館の職員や、オランダ船船長にそこ〔日本〕で許されていたように、日本での個人貿易、すなわち、いわゆるカンバン貿易を行う独占権を賃貸借として、1839年から1840年まで譲渡する。</u></p> <p>第2条 それ故、この間、賃借人として認められた C.リスール以外、オランダ政府臣民のだれも自由にいくらかの貿易品を、日本に輸入することも、あるいは日本から輸出することもできない。〔それに違反すれば〕下記のような罰が与えられる。</p> <p>第3条 賃借人または政庁によってそれ〔賃借人〕として認められた代理人は、日本への発送のために予定された船で日本に向け出航が認められる。しかし、彼は同船で帰帆すること、そして、日本でいかなることがあろうとも残ることができないことが義務づけられる。</p> <p>第4条 カンバン貿易のための資金は、物産民間倉庫局長の裁量により、その年の送り状の仕入値で、合計50,000グルデン以上になってはならない。そして、賃借人により送り状の写しが彼〔局長〕に提出されなければならない。</p> <p>第5条 通常、政庁〔の貿易〕、すなわちいわゆる会社貿易で受け入れられるすべての品物は、カンバン貿易になることはありえない。そして、賃借人自身は、さらにあらゆる禁制〔禁制品に関する規定〕により、日本の役人が点検した限りにおいて、日本への輸出入品はあきらめなければならない。もしそうするのであれば、それらの輸出入品は取り上げとなり、その上、状況に応じて取り上げた品物の合計50%の価値に達する罰金となる。</p>

(A) 1836 年～ 1838 年度用の契約書	(B) 1839 年度用の契約書
<p>第 6 条 賃借人または彼ら〔両商人〕の代理人は、日本でのカンバン貿易に関して、すべての条例、規定、そして慣習に従う義務を負う。そして、その下に、特に、彼らの品物の検査と封印、そして、その売却で長崎会所のために 35 % の税金が課される。</p> <p>同様に、彼ら〔両商人〕は、バタヴィアで、日本での個人貿易の商品に対して、習慣的に今までと同じように、輸出入税の支払いの義務を負う。</p> <p>第 7 条 <u>賃借人によって、日本に持ってこられる全ての商品の内、カンバン貿易で実際に少なくとも 3 分の 2 が販売されなければならない。そのため、残りの 3 分の 1 は、彼ら〔賃借人〕によってカンバン〔協荷取引〕以外で、彼ら〔賃借人〕が彼らにとって有用な状況に応じて、自己の危険負担として売り払えるように、賃借人の自由処分として残されることが商館長によって守られる。</u></p> <p>第 8 条 政庁は、毎年 40 ラストまたは、彼ら〔賃借人〕が、（日本の行き帰りに）彼らの商品の輸送にそれ〔40 ラスト〕以上必要なら、船舶の積量の場所がある限りにおいて、船舶の積量の支払いなしで、〔積荷の場所を〕賃借人に提供する。その上に、賃借人または彼らの代理人には、出島でのカンバン商品用の倉庫の無料利用が必要に応じて認められ、そして、さらに、政庁の職員に許されているのと同じように、日本に向けての無料の航海と帰航が認められる。</p>	<p>第 6 条 賃借人または彼の代理人は、日本でのカンバン貿易に関して、現存の、または日本政府において、さらに詳細に定められ、また決められたすべての条例、規定、そして慣習に従う義務を負う。そして、その下に、特に、彼らの品物の検査と封印、そして、その売却で長崎会所のために 35 % の税金が課される。</p> <p>同様に、彼は、バタヴィアで、日本での個人貿易の商品に対して、習慣的に今までと同じように、輸出入税の支払いの義務を負う。〔それは〕必要に応じて最近承認され、あるいは賃借人が決定した時点での関税と輸出入税に関する規定を考慮してのことであるが、もしそれに関して、またさらに細かい変更が生じたとしても、賃借の最終時まで有効であるという条件のもとにおいてである。</p> <p>第 7 条 <u>賃借人によって、日本に持ってこられる全ての商品については、彼〔賃借人〕によって長崎会所に知らされる。そして、〔賃借人は〕長崎会所とこれら〔商品〕のさらなる処分に関して、その後、会所がどの商品がカンバン〔協荷取引〕で販売され、どの商品が合意価格でカンバン〔協荷取引〕以外で長崎会所に譲られるかを定めるため交渉に入らなければならない。</u></p> <p><u>ここにおいて、日本のオランダ貿易の商館長は、このことについて彼が使えるすべての手段により、できうる限り賃借人の利害を守り、長崎会所側からの彼に対する不利益な条件や制限を取り除く努力をすることが切に求められる。</u></p> <p>第 8 条 政庁は、毎年 40 ラストまたは、彼〔賃借人〕が、（日本の行き帰りに）彼の商品の輸送にそれ〔40 ラスト〕以上必要なら、船舶の積量の場所がある限りにおいて、船舶の積量の支払いなしで、〔積荷の場所を〕賃借人に提供する。その上に、賃借人または彼の代理人には、出島でのカンバン商品用の倉庫の無料利用が必要に応じて認められ、そして、さらに、政庁の職員に許されているのと同じように、日本に向けての無料の航海と帰航が認められる。</p>

(A) 1836年～1838年度用の契約書	(B) 1839年度用の契約書
<p>第9条 出島に所属する一商館職員が、禁じられている貿易〔に手を出している〕商館長が確信すれば、賃借人に与えられる独占権のよりよい保証として、カンバン貿易が無くなったことで彼〔職員〕に与えられる補償金が賃借人のために取り上げられ、その上、場合によっては、役職の剥奪をもって罰せられる。 また、乗組員に責任のあることを了解する船長は、同様の事態〔が起きたら〕、賃借人のために、同様に、彼〔船長〕に与えられた補償金の取り上げをもって罰せられる。</p> <p>第10条 賃借人または彼らの代理人は、日本でオランダカンバン委員という肩書を持ち、そして、商館長によって、そのように日本の当局者に紹介される。</p> <p>第11条 商館長は、賃借人またはその代理人に対して、彼〔賃借人〕により求められているあらゆる情報を与え、彼〔商館長〕の権限下にある保護を授ける。 それに対して、賃借人またはその代理人は、政庁の代理人として商館長をしかるべく承認し、あらゆる場面で彼に従う義務を負う。</p> <p>第12条 賃借権料として、商人ヘーフェルスとファン・ブラームによって、政庁に、合計 <u>35,000 グルデン</u>の銀貨、すなわち、3年間の合計で 105,000 グルデンが支払われる。そして、これにより、彼ら〔ヘーフェルスとファン・ブラーム〕は、借金があることを認め、バタヴィアの金庫に、〔次の〕3回の期限に支払うことを受け入れる。すなわち、1837年5月31日、もしくは遅くともその日〔1837年5月31日〕より前に 35,000 グルデンを。1838年5月31日、もしくは遅くともその日〔1838年5月31日〕より前に 35,000 グルデンを。1839年5月31日、もしくは遅くともその日〔1839年5月31日〕より前に 35,000 グルデンを。</p> <p>第13条 政庁は、それぞれの賃借年に、将軍や幕府高官や長崎の役人達の注文に応じて、10,000 グルデンを超えない購入金額の商品を会社貿易の商品とは別に、日本に送る権限を維持する。</p>	<p>第9条 賃借人に第1条・第2条で与えられる権利の保証として、各職員もしくは船長が禁じられている貿易で罪を犯したとみなされた時、商館長の判断のもとに、カンバン貿易が無くなったことで彼に与えられる補償金は取りやめとなり、状況に応じてはそのような職員は、さらに停職処分となり、そして、商館長の指名で総督により彼の職は剥奪される。 こういうことであるから、船長は航海士や乗組員がこのこと〔禁じられている貿易〕で罪を犯したことに対して責任があることを了解する。</p> <p>第10条 賃借人または彼の代理人は、日本でオランダカンバン委員という肩書を持ち、そして、商館長によって、そのように日本の当局者に紹介される。</p> <p>第11条 商館長は、賃借人またはその代理人に対して、彼〔賃借人〕により求められているあらゆる情報を与え、彼〔商館長〕の権限下にある保護を授ける。 それに対して、賃借人またはその代理人は、政庁の代理人として商館長をしかるべく承認し、あらゆる場面で彼に従う義務を負う。</p> <p>第12条 賃借人により、賃借権料として政庁に 1840年5月31日、もしくは遅くともその日〔1840年5月31日〕より前に、合計 <u>20,000 グルデン</u>の銀貨が支払われ、最終的にバタヴィアの金庫に納められなければならない。</p> <p>第13条 政庁は、それぞれの賃借年に、将軍や幕府高官や長崎の役人達の注文に応じて、10,000 グルデンを超えない購入金額の商品を会社貿易の商品とは別に、日本に送る権限を維持する。</p>

(A) 1836 年～ 1838 年度用の契約書	(B) 1839 年度用の契約書
<p>第 14 条 バタヴィアもしくは日本で起こりうるこの賃借条件の解釈のためのすべての論争は、二人の仲裁人によってバタヴィアで決められるが、その内の一人は物産民間倉庫局長により、もう一人は賃借人により任命される。そして、二人の仲裁人が互いに同意が得られない場合、その上に立つもう一人の仲裁人を選び、彼の裁決が最後の決断として決定となり、その時は、契約当事者らは、上告あるいは同種のあらゆる法的手段を放棄する。</p> <p>さらに、賃借人らは、日本〔貿易〕のための役人に間接的であれ直接的であれ、この賃借に利害関係を持たないし、〔将来も〕利害関係をもたないことを宣誓する。</p>	<p>第 14 条 すべての他の物やここにいわれていない商品〔下記の品々以外の商品〕の輸送は、もっぱら賃借人に留まるという条件のもと、政庁は銅・樟脳・着物・博物学関連の物や幕府高官の返礼品以外は、日本のいかなる貿易品も政庁の勘定で注文することも、また受け取ることもないことを約束する。</p> <p>第 15 条 カンバン〔貿易〕、すなわち個人貿易から、次の品物は除かれる。〔ただしそれは〕<u>日本政府がこのことに関して変更しない限りである。</u></p> <p>籠甲 広東人参 甘草 ミイラ 檳榔子、そして 太腹皮</p> <p>第 16 条 <u>賃借年の最終時、すなわち最終賃借時〔期末〕に、賃借人は、日本政府すなわち長崎会所に金額が残っており、そして、その返済については、〔その金額で〕彼〔賃借人〕が返送品を得られない〔時には〕、〔その金額が〕合計 20,000 カンバンテールを上回らなければ、商館長によって政庁の勘定で、この場〔出島〕で引き継がれ、そしてバタヴィアで 5〔カンバン〕テール＝8 グルデンの相場で賃借人に精算される。</u></p> <p>第 17 条 バタヴィアもしくは日本で起こりうるこの賃借条件の解釈のためのすべての論争は、二人の仲裁人によってバタヴィアで決められるが、その内の一人は物産民間倉庫局長により、もう一人は賃借人により任命される。そして、二人の仲裁人が互いに同意が得られない場合、その上に立つもう一人の仲裁人を選び、彼の裁決が最後の決断として決定となり、その時は、契約当事者らは、上告あるいは同種のあらゆる法的手段を放棄する。</p>

(A) 1836年～1838年度用の契約書	(B) 1839年度用の契約書
<p>第15条 この契約の誠実な維持のために、賃借人（並びに彼らの保証人）は彼らの人員と品物を担保する。そして、この契約から三通同内容のものが作成され、その内一通が賃借人に手渡され、二通は必要に応じて政庁に提出される。</p>	<p>第18条 上記に規定された条項と合意が誠実に、そして完全に実行されるために、賃借人と彼の保証人は、すべての特権と特例が明示された譲渡をもって、契約の下に彼らの人員と商品を担保とすることをここに宣誓する。<u>また、一方で賃借人も保証人も、また場合によっては賃借人の代理人も、日本でのオランダ貿易に属しているいかなる役人や使用人が、間接的であれ直接的であれ、この賃借により利害関係をもつことなく、そしてまた、その人々がその点で少しの分け前や利益を得ることが全く許されていないことを、ここにおいてさらに正式に宣誓する。</u> そして、この契約に関して適切な押印のもとに原本と同一の三通の写しが（賃借人の費用で）作成され、その内の一通が賃借人に渡される。</p>

出典・(A)～Kontrakt onder nadere goed keuring der Regering gesloten tusschen den directeur van 's Lands Producten en Civile Magazijnen namens het Gouvernement en de kooplieden Gevers en van Braam: krachtens de autorisatie verleend bij Resolutie van den 26 Junij 1835 N^o 19. Ingekomen stukken 1836. [Japan Portefeuille N^o 34. 1836] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A.11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
・(B)～Kontrakt onder nadere goedkeuring der Regering gesloten tusschen den waarnemend Directeur der Producten en Civile Magazijnen namens het Gouvernement, en den Heer C: Lissour krachtens de autorisatie verleend bij besluit van den 8 April 1838 N^o 7. Ingekomen stukken 1838. [Japan Portefeuille N^o 36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A.11812). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-2).
註・下線部は注目点として筆者が付した。

- | | |
|---|--|
| の出航と帰帆の厳守について。 | になる。 |
| (A)・(B)：同内容。 | (B)：持ち渡り品は、長崎会所と交渉の上販売されるが、商館長は、賃借人の利害を守る。 |
| (A) 第4条・(B) 第4条：脇荷貿易のための資金の上限 (50,000 グルデン) について。 | (A) 第8条・(B) 第8条：賃借人（または代理人）とその商品に対する航海中と日本滞在中での優遇措置について。 |
| (A)・(B)：同内容。 | (A)・(B)：同内容。 |
| (A) 第5条・(B) 第5条：賃借人に対するの禁止事項と罰則について。 | (A) 第9条・(B) 第9条：商館職員・船員の禁止事項について。 |
| (A)：会社貿易品（＝本方貿易品）は、年に1ピコル賃借人が輸出できる貿易品であるウニコールを除いて、脇荷貿易品にはならない。 | (A)・(B)：同内容であるが、表記がやや異なる。 |
| (B)：会社貿易品（＝本方貿易品）は、脇荷貿易品にはならない。 | (A) 第10条・(B) 第10条：賃借人（または代理人）の日本での肩書きについて。 |
| (A) 第6条・(B) 第6条：賃借人（または代理人）の日本での義務と、脇荷物にかかる日本とバタヴィアでの税の支払いについて。 | (A)・(B)：同内容。 |
| (A)・(B)：同内容であるが、(B)がより詳細に規定されている。 | (A) 第11条・(B) 第11条：商館長と賃借人（または代理人）との関係について。 |
| (A) 第7条・(B) 第7条：賃借人持ち渡り品の販売方法について。 | (A)・(B)：同内容。 |
| (A)：持ち渡り品の $\frac{2}{3}$ は脇荷取引、 $\frac{1}{3}$ は自由処分 | (A) 第12条・(B) 第12条：賃借権料の支払いについて。 |
| | (A)：賃借権料として年に35,000グルデンの銀貨の支払いで、3年間で合計105,000グルデンの支払い。 |

- (B)：賃借権料として20,000グルデンの銀貨の支払い。
- (A) 第13条・(B) 第13条：注文品(=詔物)について。
(A)・(B)：同内容。
- (B) 第14条：賃借人の日本からの輸出品の範囲について。
(B) のみの条文で、(A) には存在しない。
- (B) 第15条：脇荷貿易として持ち渡りが禁じられている品物について。
(B) のみの条文で、(A) には存在しない。
- (B) 第16条：賃借人の日本における残金の政庁勘定への引き継ぎとその清算について。
(B) のみの条文で、(A) には存在しない。
- (A) 第14条・(B) 第17条：賃借に関する論争時の解決策について。
(A) に規定されていた、日本貿易にたずさわる役人が、賃借には利害関係をもたないとする記事が(B) では削除されている。
- (A) 第15条・(B) 第18条：契約と担保について。
(A) に比べて(B) がより詳細に規定され、さらに、日本貿易にたずさわる役人らが、賃借には利害関係をもたないとする記事が(B) に加えられている。

上記のことより、特に注目される(A)(B)の相違点として次のことが挙げられる。

○A 契約書第5条では、本方荷物であるユニコール(一角)⁽³⁾の輸出が、脇荷物として1ピコル許されていたが、B 契約書第5条では、ユニコールに関する記事が条文から削られた。これは、天保7年(1836)以来、日本側より再三ユニコールの持ち渡りが禁じられていたことを受けてのことと考えられる。⁽⁴⁾

○A 契約書第7条では、脇荷物の内 $\frac{2}{3}$ は脇荷取引、 $\frac{1}{3}$ は自由処分と規定されていたが、B 契約書第7条では、その割合が条文から削られた。そして、脇荷物は賃借人によって長崎会所と交渉の上、脇荷取引の品とそれ以外の取引(会所への販売)の品が決められることになった。

これは、日本側からの要求によって決められたことと考えられる。1839年5月14日付の決議録抜粋には、今度の賃借人はこの変更〔契約書第7条の変更〕によってカンバン〔脇荷取引〕ではなく、直接の譲渡でもなく、自己の危険負担で長崎会所に十分な利益をもって販売し、彼〔賃借人〕が彼自身のために相応しいと思うその方法で、国家の〔許可の〕もとに売り払うが、それは一方ではそうすることで〔賃借人を〕自由にすることになり、〔賃借人より〕より多くの賃借権料を得ることができ、他方では、長崎会所のとった決定と、最近

の長崎の厳しい監視があることから、おそらく、政庁にとって不都合なことになるかもしれないということを付け加えておく。⁽⁵⁾

と記している。これは、賃借人が持ち渡った脇荷物の内、脇荷取引以外の取引の品の販売とそれをめぐって生じる課題について述べたものと考えられる。脇荷物の取引は、1838年までは賃借人持ち渡り品の $\frac{2}{3}$ が脇荷取引となり $\frac{1}{3}$ が自由処分と決められていたが、今回の規定でその割合はなくなり、賃借人によって自己の危険負担で会所への販売が増加する可能性があり、政庁は長崎の情勢より判断して「不都合なこと」を予感している。なお、B 契約書第7条の前半と上記史料より、今までオランダ側にあった脇荷貿易の主導権が日本側(長崎会所)に移りつつあったとみることができよう。また、政庁は、上記史料につづけて、不都合が生じた際は、「賃借人に責任をおわせることはできない。」と述べており、第7条後半の条文と同様、政庁は賃借人を終始保護する姿勢を示しているといえよう。

○A 契約書第12条では、賃借権料が35,000グルデンであったが、B 契約書第12条では、20,000グルデンに減額されている。これは、賃借人が、天保8年(1837)度の日本での取引で、12,933.05グルデンの損失を出したことにより、政庁が賃借権料を規定の35,000グルデンから20,000グルデンに減額したことを受けてのことと考えられる。⁽⁶⁾

○B 契約書第14条～第16条はA 契約書にはなく、新たに加えられた条文である。

このうち、B 契約書第15条は「日本政府がこのことに関して変更しない限りである。」とあることより、この条文が日本側の輸入禁止を受けて規定されたものと推測される。

また、B 契約書第16条は、賃借人の政庁に対する20,000カンバンテールを上限とする資金投入に関する規定と考えることができる。

以上、A 契約書に比べて、数点の変更がみられるB 契約書に基づいて、天保10年(1839)に賃借人(リスール)による脇荷貿易がおこなわれたものと考えられる。以下、第2節においては、天保10年の脇荷貿易に関して現存するオランダ側・日本側両史料を提示検討の上、随時、契約書に照合しながら考察を加えていきたい。

第2節 脇荷貿易と脇荷物

天保10年(1839)の脇荷貿易に関しては、まず前年天保9年に日本側からオランダ側に発注された阿蘭陀通詞作成の注文書 De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1839。(来たる1839年の

表2 天保10年(1839)向け脇荷物の注文

原文	拙訳
De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1839.	来たる 1839 年の貿易に向けてのキャンバン荷物〔脇荷物〕の注文
Beste geslepen groote schotels, van 1 tot 2 waaijer in diameter - deze moeten geen holligheden in het midden hebben.	直径 1 ~ 2 ワーイエル〔38.5 ~ 77cm〕の最上級の大きな「切子皿」- これは真ん中に凹みのないものでなければならぬ。
Ronde geslepen groote dekselkommen van ½ tot 3 waaijer	½ ~ 3 ワーイエル〔19.25 ~ 115.5cm〕の丸く大きな「切子蓋物」
Oude verscheidene porselein	古い種々の磁器(「焼物」)
Verscheidene groote schilderijen, welke met olie geverwt [governist ㊦], met dikke glas bedekt en met goude lijst versierd zijn:	厚いガラスで覆い金の額縁で飾られた、種々の大きな油彩画
Gekleurde geslepen dekselkommen en verscheidene banketkommen	色付きの「切子蓋物」と種々の「菓子入」
Mediscin flessen van wijden mond (groot, middelmatig, klein)	広口の「薬瓶」(大、中、小)
Verscheidene blaauw geschilderde koppjes zonder handvatset.	種々の青色の取っ手の付いていない絵入りの「こつふ」
Hierboven staande artikelen moeten in het aanstaande jaar beste soorten uitgezocht aangebragt worden.	上記の品々は、来年、選り抜きの最上種を持ってこなければならない。

出典・De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1839. Verslag aan den Directeur van 's Lands Producten en Civ. Magazijnen 1838. [Japan Portefeuille N°36. 1838] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A. 11812). (Today-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-3).

註・「」内は、訳例のある品目。

貿易に向けてのキャンバン荷物〔脇荷物〕の注文⁽⁷⁾を挙げることができる。本史料を拙訳を付して示すと表2のようである。ここにみられるように、日本側は、ガラス器、磁器、絵画等を注文しているのみで、従来の注文書にみられる薬品類・皮類・小間物類等が記されていない。後掲(表3)の天保10年に輸入された脇荷物のリストから推して、この注文書は、日本側にとって特に要望の強い品物について記したものではないかと考えられる。

さて、天保10年には、バタヴィアからオランダ船1艘エンドラフト号 Eendragt が長崎港に入津している。この船には、脇荷貿易の賃借人リスールが乗船してきた。リスールが持ち渡った輸入品を記す「送り状」Factuur は未詳であるが、それに代わるものとして彼が、バタヴィアで日本に商品を持ち渡ることを申告している下記表題をもつ史料を挙げることができる。

Opgave van het factuur, welke door den pachter van den kambang handel over het jaar 1839 aan boord van het schip Eendragt kapt. Gieseke wenschte te laden.

(1839年のキャンバン貿易〔脇荷貿易〕の賃借人によって、ヒーセケ船長のエンドラフト号に船積み希望する送り状の申告書)⁽⁸⁾

本史料(以下、本節では'Opgave'「申告書」と略記する)は、1839年6月18日付でバタヴィアにおいて作成さ

れたものであり、賃借人リスールの署名をもつ。なお、本稿で使用する史料は写し afschrift であり、原本と同一の写しであることを証明した物産民間倉庫局委員長の署名をもつ。この申告書には、各脇荷物の商品名・数量・仕入価額等が記されており、バタヴィアにおける発送前の脇荷物について知ることができる。

契約書第7条に従えば、賃借人は、全ての脇荷物を長崎会所に知らせ、脇荷取引の品と脇荷取引以外の品とに分ける交渉に入ったものと考えられる。天保10年の場合、この時点での史料は未詳であるが、オランダ側から提出された脇荷物のリストを日本側(阿蘭陀通詞)が翻訳したものとして「崎陽齋来目録」八⁽⁹⁾に所収されている「脇荷物差出」のリスト、および「唐船紅毛差出控」⁽¹⁰⁾内天保10年の「脇荷物」のリストを挙げることができる(以下、本節では両史料を「積荷目録」と記す)。後掲の表3では、本リストの全容がわかりずらくなっているため、以下に「崎陽齋来目録」八所収の「脇荷物差出」のリストを紹介しておきたい。

脇荷物差出

一、硝子器	二十箱
一、焼物	十五歳 ⁽⁹⁾ ト三箱
一、サフラン	四箱
一、目鑑類	一箱

表3 天保10年(1839)オランダ船脇荷物

Opgave			積荷目録	
Goederen	Hoeveelheid	Gulden	商 品	数 量
① medicijn in stopflesschen	7 kisten (8,100 stuks)	1,027.00	薬種類	28 箱
② wijn en lequer glazen	5 kisten (250 dozijn)	750.00	硝子器	20 箱
③ diverse glaswerk	8 kisten	1,519.00	[上掲②: 硝子器]	[上掲]
④ diverse aarde en porcelijn werk	3 kisten	996.60	焼物	15 蔵ト 3 箱
⑤ saffraan	4 kisten (319 lb.)	4,466.00	サフラン	4 箱
⑥ IJlandsche moss. in stopflesschen	10 kisten (500 lb.)	245.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑦ Arab. gom	1 kist (300 lb.)	225.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑧ kina bast	2 kisten (500 lb.)	275.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑨ cort kina	1 kist (100 lb.)	200.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑩ salmonic	1 kist (300 lb.)	129.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑪ kreeftsoogen	1 kist (500 lb.)	437.50	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑫ wijnsteen	1 kist (100 lb.)	42.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑬ Kaapsche aloé	1 kist (300 lb.)	90.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑭ drop	2 kisten (600 lb.)	240.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑮ magnesia	1 kist (102 lb.)	81.60	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑯ zee ajuin	1 kist (30 lb.)	7.50	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑰ herb digitalis	} 1 kist { (30 lb.)	137.50	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
duwelsthek				
⑱ barensteen olie	2 kisten (154 lb.)	169.40	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑲ diverse medicijnen	3 kisten	651.37	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
⑳ goude horloges	} 1 kist { (108 stuks)	10,278.17	時計并小間物類	5 箱
zilveren horologes				
㉑ tellij scoopen	1 kist (50 stuks)	1,496.40	^[目録類] 目鑑類	1 箱
㉒ borden	15 manden (600 dozen)	1,200.00	[上掲④: 焼物]	[上掲]
㉓ gekleurde katoen	10 kisten (473 stuks)	7,583.00	—	—
㉔ ebbenhout	14 kisten (101 pikol)	453.00	黒檀	12,600 ホント
㉕ goudleeder	14 kisten	8,000.00	金唐皮	13 箱ト 1 丸
㉖ Krawangs leeder	11 pakken (377 stuks)	751.12	印度皮	10 丸
㉗ kreeftsoogen	1 kist (50 lb. in flesschen)	50.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
㉘ pepermint olie	5 kistjes (50 dozijn)	108.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
㉙ glaaze korallen	6 kistjes	24.00	[上掲②: 硝子器]	[上掲]
㉚ kramerijen	5 kisten	336.00	[上掲⑩: 時計并小間物類]	[上掲]
㉛ buffelhoorens	7 kranjang (7½ pikol)	97.50	水牛角	960 本程
㉜ bindrottings	7 kranjang (300 pikol)	1,500.00	藤	128,700 ホント
㉝ bloedsteen	1 kist (130 pikol)	52.00	[上掲①: 薬種類]	[上掲]
㉞ boeken en diverse kramerij	3 kisten	1,120.00	[上掲⑩: 時計并小間物類] を含む	[上掲] を含む
		44,738.66		

出典・Opgave は、Opgave van het factuur, welke door den pachter van den kambang handel over het jaar 1839 aan boord van het schip Eendragt kapt. Gieseke wenschte te laden. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N°37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
 ・積荷目録は、「崎陽齋来目録」八(早稲田大学図書館所蔵)。[]内は、「唐船紅毛差出控」(某所蔵)によって補った。

- 一、時計并小間物類 五箱
- 一、水牛角 九百六十本程
- 一、金唐皮 十三箱ト一丸
- 一、印度皮 十丸
- 一、黒檀 一万二千六百ホント
- 一、藤 十二万八千七百ホント
- 一、薬種類 二十八箱

✂

なお、上掲のリストが、賃借人が長崎会所に知らせた全ての脇荷物としてのリストの翻訳か、それとも脇荷取引の品のみのリストの翻訳かは未詳である。

天保10年作成の脇荷貿易関係の主な数量史料としては、上記のオランダ側史料である'Opgave'「申告書」と、日本側史料である「積荷目録」が現状で確認できる程度であり、両史料を突き合わせて一覧表にすると表3のようになる。

賃借人の脇荷貿易について

表3においては次のことを注記事項として掲げておく。

- ・本表では、各商品の品目は'Opgave'「申告書」に記されている順に並べた。
- ・オランダ側商品名各単語の表記については、その頭文字は、地名は大文字とし、その他は小文字で記した。
- ・オランダ側商品名で用いられている id、〃 (=同) は、それに相当する単語を記した。
- ・数字は基本的に算用数字で記した。

表3作成によって注目される点として次のことを挙げておきたい。

○まず、'Opgave'「申告書」・「積荷目録」共にリストが大変簡略な記事になっていることである。バタヴィアで作成された'Opgave'は、恐らく仕入額を政庁に知らせることを主眼にした「申告書」であったことより、商品名が簡略に記されているのであろう。また、「積荷目録」すなわち阿蘭陀通詞作成の「脇荷物差出」も「薬種類」・「硝子器」・「小間物類」などとまとめて訳している品目があり、商品リストとしては実質を欠いたものとなっている。このような傾向は、当時オランダ側が日本側に提出した積荷リスト（提出送り状）、およびそれを翻訳した日本側リスト（積荷目録）全般にいえることである。⁽¹¹⁾19世紀も中期をむかえるに従って、輸入品も定例化してきており、従来よりおこなわれていたオランダ側からの積荷リストの提出とその翻訳は形式化し、それによって内容も簡略化されたものとなっていったのである。しかし、当然詳細な品目リストはオランダ側にも日本側にも存在していたと思われる。

○なお、ここで注意しなければならないことは、'Opgave'「申告書」に記された全ての商品とその数量が脇荷取引されたわけではなかったことである。契約書第7条に「会所がどの商品がカンバン〔脇荷取引〕で販売され、どの商品が合意価格でカンバン〔脇荷取引〕以外で長崎会所に譲られるかを定めるため交渉に入らなければならない。」とあることより、'Opgave'「申告書」には、脇荷取引の品とそれ以外の品が記されていたわけである。また、先述のように「積荷目録」が全ての脇荷物としてのリストの翻訳か、脇荷取引のみの品のリストの翻訳かは未詳である。

○'Opgave'「申告書」・「積荷目録」両史料共に、上述のように大変簡略で、'medicijn'、'diverse glaswerk'、「薬種類」、「硝子器」など集散的に脇荷物を記しているため、表3の段階では脇荷取引の品とそれ以外の品を明確に分けることは困難である。そのような中で、⁽¹²⁾boeken（書籍）は脇荷取引以外の品であったと考えられる。⁽¹²⁾

○天保7年（1836）から同9年（1838）までオランダ

側リストに記されていた eenhoorn（ウニコール）の記事が'Opgave'「申告書」からなくなっていることは特筆されよう。これは、前節で考察したように1839年度用の契約書第5条でそれ以前の契約書にあったウニコールに関する記事が条文から削られたことによるものであろう。

○天保10年の脇荷物の種類は、基本的に従来と変わりではなく、薬種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類、さらに染織類・書籍類などからなっている。

○表3に記したように、天保10年の脇荷物の仕入総額は、44,738.66 グルデンであった。これは、契約書第4条の「カンバン貿易のための資金は、(中略)その年の送り状の仕入値で、合計50,000 グルデン以上になつてはならない」に従つてのことである。

次に、1839年度の契約書第16条をめぐることは、翌1840年3月25日付の物産民間倉庫局長より出島のオランダ商館長に宛てた次の報告によって、その実態を知ることができる。

私〔物産民間倉庫局長〕は、閣下〔商館長〕に次の事をお伝えします。すなわち、政庁の3月9日付決議ナンバー11にもとづいて、次の事が承認されました。カンバン賃借人と結ばれた契約の第16条に規定されている20,000カンバンテールよりも3,546.97カンバンテール多く、閣下〔商館長〕によってカンバン賃借人から政庁のカンバン資金で受け取られました。そして、5〔カンバン〕テール＝8グルデンの定められた相場で国庫から支払われましたが、結果として、〔20,000カンバンテール＝32,000グルデンの他に〕合計5,675.15グルデン多くバタヴィアで賃借人に返済されました。⁽¹³⁾

契約書第16条の規定では、賃借人の政庁勘定への資金投入は20,000カンバンテールが上限とされていたが、賃借人によって3,546.97カンバンテール多く出島で資金投入がおこなわれ（23,546.97カンバンテールの資金投入）、その結果、賃借人はバタヴィアで5,675.15グルデン（3,546.97カンバンテール×1.6＝5,675.152グルデン）多く受け取っている（37,675.15グルデンの受け取り）。これは、契約書第16条に違反している行為ではあるが、政庁によって承認されていることより、如何に賃借人が政庁によって優遇されていたか読み取ることができよう。

第2章 天保11年（1840）の脇荷貿易

第1節 脇荷貿易に関する契約書

第1章で考察したように、天保10年（1839）の脇荷貿易は、1838年4月8日に結ばれた契約書に基づ

いて賃借人リースールによっておこなわれた。翌天保11年(1840)の協荷貿易に関しては、1839年6月15日にあらためて賃借人リースールと政庁の一部局である物産民間倉庫局長との間で契約が結ばれた。⁽¹⁴⁾ 本契約書は、同日付の決議録抜粋に、

日本のカンバン貿易の賃借人C.リースールと現在結ばれている契約を、1840年から1842年の間の2年間更新することが認められるが、それは、1838年4月8日ナンバー7の決議により決められた本年1839年に向けてと同じ条件でのことである。⁽¹⁵⁾

と述べられているように、前回の契約書を踏襲して結ばれたものであることがわかる。しかし、全てにわたって同じではなく、以下の点で変更が見られた。

○第1条：前回、契約期間が「1839年から1840年まで」(1839年度)とされていたところが、「1840年から1842年まで」(1840年度・1841年度)と変更された。すなわち、上掲史料で述べているように、今回の契約は、1840年度・1841年度の2年間の更新とされたものであった。

○第12条：前回、賃借権料として「政庁に1840年5月31日、もしくは遅くともその日〔1840年5月31日〕より前に、合計20,000グルデンの銀貨が支払われ」とされていたところが、「政庁に1841年5月31日、および、1842年5月31日に、〔年に〕合計17,000グルデンの銀貨が支払われ」と変更された。すなわち、今回の契約では賃借権料が減額されたわけである。これは、天保9年(1838)の協荷貿易の損失額が16,471.54グルデンであり、前年天保8年度(損失額12,933.05グルデン)よりもその額が増したことから、契約で35,000グルデンと規定されていた賃借権料が17,000グルデンに減額されたことを受けてのことと考えられる。⁽¹⁶⁾ この額は、上掲の決議録抜粋内のリースールの報告に関する文面の中で、

賃借権料として、年に合計17,000グルデンだけを支払う必要があるが、その金額は、政庁により、日本での様々な職員や船長に補償金として支払われる額であること。⁽¹⁷⁾

と記している。すなわち、ここで払われる予定の賃借権料は天保5年(1834)以前に協荷貿易をおこなっていた商館長等への補償金に宛てられる金額とみることができる。⁽¹⁸⁾

○第15条：協荷貿易品として輸入が禁じられている品物の中に eenhoorn (ユニコーン) と Chinesche medicijnen (漢字薬種) が加えられた。この内、ユニコーンに関しては、天保7年(1836)以来再三にわたる日本側からの持ち渡り禁止を受けてのことであった。⁽¹⁹⁾

以上、前回の契約に比べて数点の変更がみられた契

約書に基づいて、天保11年(1840)に賃借人による協荷貿易がおこなわれることになった。しかし、1840年4月10日付の決議録抜粋より、賃借人に変更が生じたことがわかる。

1839年6月26日第1号の決議で承認された、日本でのカンバン貿易の経営に関するリースールとの現在の契約は、そこに書かれた同じ条件で、現在の賃借人リースールの保証をもって良しとし、バタヴィアのE.ビッケルの名義に書き換えることが認められる。⁽²⁰⁾

ここに記されているように、上記の契約のまま賃借人がリースールからビッケル E. Bicker に変更されることになった。この変更の原因は、リースールが前年度に、日本から輸出が禁じられていた小判を持ち出そうとしたことが発覚し、「日本政府」よりリースールの再渡航が禁じられたことによるものであった。⁽²¹⁾

以下、第2節においては、天保11年の協荷貿易に関して現存するオランダ側・日本側両史料を提示検討の上考察していきたい。

第2節 協荷貿易と協荷物

天保11年(1840)の協荷貿易に関しては、まず前年天保10年に日本側からオランダ側に発注された阿蘭陀通詞作成の注文書 De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1840. (来たる1840年の貿易に向けてのカンバン荷物〔協荷物〕の注文)⁽²²⁾ を挙げるができる。本史料を拙訳を付して示すと表4のようである。ここにみられるように、日本側は、小間物類、皮類、ガラス器、磁器、絵画等を注文しているのみで、従来の注文書にみられる薬品類が記されていない。後掲(表5)の天保11年に輸入された協荷物のリストから推して、この注文書は、前年と同様日本側にとって特に要望の強い品物について記したものと考えられる。

さて、天保11年には、バタヴィアからオランダ船1艘コルネリア・ヘンリエッテ号 Cornelia Henriette が長崎港に入津している。この船には、協荷貿易の賃借人としてビッケルが乗船してきた。ビッケルが持ち渡った輸入品を記す「送り状」Factuur は未詳であるが、それに代わるものとして彼が、バタヴィアで日本に持ち渡る商品を記した下記表題をもつ史料を挙げるができる。

Staat van goederen welke den Pachtter der Kambang handel op Japan voor den jare 1840 mede neemt.

(1840年の日本でのカンバン貿易〔協荷貿易〕の賃借人が持って行く品物のリスト)⁽²³⁾

本史料(以下、本節では'Staat'と略記する)は、1840年6月24日付でバタヴィアにおいて作成されたもの

表4 天保11年(1840)向け脇荷物の注文

原文	拙訳
De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1840.	来たる 1840 年の貿易に向けてのカンバン荷物〔脇荷物〕の注文
Tak koraal	枝珊瑚(「屑珊瑚」)
Indische leder	「印度皮」
Moolsche leder	ムーアの皮
Echte Persiaansche leder	本物のペルシア皮(「はるしや皮」)
Beste geslepen groote schotels van 1 tot 2 waaijer in diameester vierkantig, langwerpig vierkantig - deze moeten geene holligheden in het midden hebben.	差し渡し 1 ~ 2 ワーイエル [38.5 ~ 77cm] の四角形や細長い四角形の最上級の大きな「切子皿」- これは真ん中に凹みのないものでなければならない。
Ronde geslepen groote deksel kommen van 1 1/2 tot 3 waaijers	1 1/2 ~ 3 ワーイエル [57.75 ~ 115.5cm] の丸く大きな「切子蓋物」
Oude verscheidene porselein	古い種々の磁器(「焼物」)
Verscheidene groote schilderijen, welk met olie geverwt [governist 名], met dikke glas bedekt en met goude lijst versiert zijn	厚いガラスで覆い金の額縁で飾られた種々の大きな油彩画
Medescin flessen van wijde mond (groot, middelmatig, klein)	広口の「薬瓶」(大、中、小)
Blaauw geschilderde schotels	青色の絵入り皿
Verscheidene blaauw geschilderde koppjes zonder handvat	取っ手の付いていない種々の青色の絵入り「こつふ」
Verscheidene blaauw geschilderde schotels van 3 duim, 4 duim, en 5 duim in diameeter	直径 3 ダイム [11.55cm]、4 ダイム [15.4cm]、5 ダイム [19.25cm] の種々の青色の絵入り皿
Verscheidene kokers	種々の「コウクル」(「墨入」)
Hier boven staande artikelen moeten in het aanstaande jaar beste soort uitgezocht angebragt worden.	上記の品々は、来年、選り抜きの最上種を持ってこなければならない。

出典・De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1840. Verslag 1839. [Japan Portefeuille N°37. 1839] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-18).
 註・「 」内は、訳例のある品目。

であり、賃借人であるビッケルの署名と物産民間倉庫局長の確認(Gezien)の署名をもつ。このリストには、各脇荷物の商品名・数量・仕入価額等が記されており、バタヴィアにおける発送前の脇荷物について知ることができる。

第1章同様、契約書第7条に従えば、賃借人は、全ての脇荷物を長崎会所に知らせ、脇荷取引の品と脇荷取引以外の品とに分ける交渉に入ったものと考えられる。天保11年の場合、前年度同様、この時点での史料は未詳であるが、オランダ側から提出された脇荷物のリストを日本側(阿蘭陀通詞)が翻訳したのとして「崎陽齋来目録」九⁽²⁴⁾に所収されている「脇荷物差出し」のリスト、および「唐船紅毛差出控」⁽²⁵⁾内天保11年の「脇荷」のリストを挙げることができる(以下、本節では両史料を「積荷目録」と記す)。後掲の表5では、本リストの全容がわかりずらくなっているため、以下に「崎陽齋来目録」九所収の「脇荷物差出し」を紹介しておきたい。

脇荷物差出し

- 一、硝子器 拾四箱
- 一、鼻目鏡類入合 壹箱

- 一、⁽²⁶⁾アイスランスモス 六箱
- 一、キナキナ 四箱
- 一、アラヒヤゴム 六箱
- 一、マグ子シヤ 壹箱
- 一、オクリカンキリ 壹箱
- 一、蠻名薬種入合 八箱
- 一、小間物類 貳箱
- 一、時計類 壹箱
- 一、金唐皮 五箱
- 一、焼物類 貳拾六籠
- 一、草類 五拾包
- 一、サホン 百九拾八箱
- 一、カヤフーテ油 七箱
- 一、藤 拾四万四千六百斤余
- 一、水牛角 三千七百斤ヨ
- 一、白髭⁽²⁷⁾ 貳万八百斤ヨ
- 一、赤檀 七万八百斤ヨ
- 一、黒檀 壹万三千四百斤ヨ

〽

なお、前年度同様、上掲のリストが、賃借人が長崎会所に知らせた全ての脇荷物としてのリストの翻訳

表5 天保11年(1840)オランダ船脇荷物

	Staat			積荷目録	
	Goederen	Hoeveelheid	Gulden	商 品	数 量
①	gedrukte katoenen	21 kisten (1,286 p ^a)	11,860.00	—	—
②	roode gedrukte katoenen	4 kisten (150 p ^a)	2,550.00	—	—
③	glasen cristalwerk	14 kisten	2,554.00	硝子器	14 箱
④	verrekijkers & optische instrumenten	1 kist	546.00	<small>〔目鏡類〕</small> 鼻目鏡類入合	1 箱
⑤	medecijnen	26 kisten	3,070.00	<small>〔アイスタランモス〕</small> アイスタランモス	6 箱
				キナキナ	4 箱
				アラヒヤゴム	6 箱
				マグ子シヤ	1 箱
				オクリカンキリ	1 箱
				蠻名薬種入合	8 箱
⑥	vergulde en valsche bijouterien	1 kistje	825.00	小間物類	2 箱
⑦	muzijkdozen	1 kistje	446.00	〔上掲⑥：小間物類〕	〔上掲〕
⑧	horlogien	1 kistje	7,815.00	時計類	1 箱
⑨	boeken	2 kisten	700.00	—	—
⑩	kleed	1	70.00	〔上掲⑥：小間物類〕	〔上掲〕
⑪	bankkleedjes	5	50.00	〔上掲⑥：小間物類〕	〔上掲〕
⑫	microscop	1	75.00	〔上掲④：鼻目鏡類入合〕	〔上掲〕
⑬	pleete lepels	3	18.00	〔上掲⑥：小間物類〕	〔上掲〕
⑭	kompassen	3	18.00	〔上掲⑥：小間物類〕	〔上掲〕
⑮	rood sandalhout	75 picols	2,250.00	赤檀	70,800 斤 <small>〔7,880 斤〕</small>
⑯	sandalhout	240 picols	6,040.00	<small>〔白檀〕</small> 白麩	20,800 斤 <small>〔20,848 斤〕</small>
⑰	ebbenhout	130 picols	520.00	黒檀	13,400 斤 <small>〔13,264 斤〕</small>
⑱	aardewerk	26 manden	1,600.00	焼物類	26 籠
⑲	leder	50 pakken	800.00	革類	50 包
⑳	goud leder	5 kisten	1,750.00	金唐皮	5 箱
㉑	chronometer	1	400.00	〔上掲⑥：小間物類〕	〔上掲〕
㉒	zeep	200 kistjes	600.00	サホン	198 箱
㉓	kaijoepoetie olij	150 fla.	375.00	カヤフーテ油	7 箱
㉔	huis voorstellende het gerechts hof te Parijs	1	200.00	—	—
㉕	bendrottingen	100 picols	4,500.00	藤	144,600 斤 <small>〔124,675 斤〕</small>
㉖	buffelhoorns	50 picols	600.00	水牛角	3,700 斤 <small>〔3,742 斤〕</small>
			50,232.00		

出典・Staat は、Staat van goederen welke den Pachter der Kambang handel op Japan voor den jare 1840 mede neemt. Ingekomen stukken 1840. [Japan Portefeuille N° 38. 1840] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1461 (K.A. 11814). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-88-16).
・積荷目録は、「崎陽齋来目録」九（早稲田大学図書館所蔵）。〔 〕内は、「唐船紅毛差出控」（某所所蔵）によって補った。

か、それとも脇荷取引の品のみのリストの翻訳かは未詳である。

天保11年作成の脇荷貿易関係の主な数量史料としては、上記のオランダ側史料である 'Staat' と、日本側史料である「積荷目録」が現状で確認できる程度であり、両史料を突き合わせて一覧表にすると表5のようになる。

表5においては次のことを注記事項として掲げておく。

・本表では、各商品の品目は 'Staat' に記されている順に並べた。

・オランダ側商品名各単語の表記について、その頭文字は、地名は大文字とし、その他は小文字で記した。

・オランダ側商品名で用いられている「 (=同) は、それに相当する単語を記した。

・数字は基本的に算用数字で記した。

表5作成によって注目される点として次のことを挙げておきたい。

○まず、'Staat'・「積荷目録」共にリストが大変簡略な記事になっていることであるが、これは前年度同様である。'Staat' は恐らく仕入額を政庁に知らせることを主眼に作成されたものだからであろう。また、「積荷

目録」が簡略に記されているのは、19世紀も中期をむかえるに従って、輸出品も定例化してきており、従来よりおこなわれていたオランダ側からの積荷リストの提出とその翻訳は形式化し、それによって内容も簡略化されたものとなっていたからであろう。

○ 'Staat' に記された全ての商品とその数量が脇荷取引されたわけではなかったことも前年度同様である。従来の脇荷貿易から推測して⑨ boeken (書籍類)・⑭ huis voorstellende het gerechts hof te Parijs (パリの裁判所を再現した家)⁽²⁶⁾ は、脇荷取引以外の品であったと考えられる。

なお、① gedrukte katoenen (形付木綿)・② roode gedrukte katoenen (赤色形付木綿)については「おわりに」で考察する。

○天保11年の脇荷物の種類は、基本的に従来と変わりはなく、薬種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類、さらに染織類・書籍類などからなっている。

○表5に記したように、天保11年の脇荷物の仕入総額は、50,232.00 グルデンであった。これは、契約書第4条の「カンバン貿易のための資金は、(中略)その年の送り状の仕入値で、合計 50,000 グルデン以上になってはならない」に反している。この点については後考を俟たざるをえないが、'Staat' 作成後に Fatuur (送り状) が作成されたと考えられることより、Factuur の段階で合計 50,000 グルデン以下にされた可能性はあるであろう。⁽²⁷⁾

第3章 天保13年(1842)の脇荷貿易

天保12年(1841)は、オランダ船の来航はなかった。実際は、賃借人ビッケルを載せたミッデルブルフ号 Middelburg が、7月10日に日本に向けてバタヴィアを出航したが、台湾海峡において台風に襲われ、行き先を長崎からマカオに変更した。マカオでは積荷を売り、船を修理して12月17日にバタヴィアへ帰り着いている。⁽²⁸⁾ なお、翌年1842年5月1日付の決議録抜粋により、ビッケルに対しての1841年度の賃借権料については免除されたことがわかる。⁽²⁹⁾ さらに、同史料には、

彼〔ビッケル〕は日本のカンバン資金に、ミッデルブルフ号が出島にその年〔1841年〕に着いていたとすれば、本来1841年に投入するはずであった合計 20,000〔カンバン〕テールを投入することが認められる。〔それは、〕資金の投入は通常通り、バタヴィアで彼〔ビッケル〕によって、5〔カンバン〕テール＝8グルデンの基準で上述の合計額が政庁で精算される〔条件である〕。

とあるように、脇荷貿易がおこなわれなくても資金投入が認められていたことがわかり、ここにおいても政庁の賃借人に対する優遇措置がみてとれる。

つづく天保13年(1842)・同14年(1843)の脇荷貿易に関する契約については、1841年4月6日の決議録抜粋より知ることができる。⁽³⁰⁾ すなわち、政庁によって賃借人ビッケルの脇荷貿易は「1842年・1843年という2年間延期するという」契約が正式に認可された。⁽³¹⁾ そして、第13条に次のことが書き加えられ、第16条は廃止されることになった。

政庁は、その〔政庁の〕カンバン資金に、より多く必要とする時は、その分を賃借人〔の資金〕から受け取り、政庁は、そのカンバン銀をバタヴィアで5〔カンバン〕テール＝8グルデンの相場で〔賃借人に〕清算されることを約束する。

すなわち、第16条で規定されていた賃借人の政庁勘定への資金投入が第13条に引き継がれているわけであるが、20,000カンバンテールという上限が削除されていることがわかる。

本章では、まず上記の変更点を含めて結ばれた契約に基づいておこなわれた天保13年(1842)の脇荷貿易について考察する。

天保13年(1842)の脇荷貿易に関しては、まず前々年の天保11年に日本側からオランダ側に発注された阿蘭陀通詞作成の注文書 De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1841。(来たる1841年の貿易に向けてのカンバン荷物〔脇荷物〕の注文)⁽³²⁾を挙げる事ができる。本史料を拙訳を付して示すと表6のようである。ここでの注文も、天保10・11年度に向けての注文と同様、日本側にとって特に要望の強い品物について記したものと考えられる。

さて、天保13年には、バタヴィアからオランダ船2艘ヨハネス・マリヌス号 Johannes Marinus とアンボイナ号 Amboina が長崎港に入津している。この内、アンボイナ号に脇荷貿易の賃借人としてビッケルが乗船してきた。⁽³³⁾ ビッケルが持ち渡った輸入品を記す「送り状」Factuur は未詳であるが、それに代わるものとして彼が、バタヴィアで日本に持ち渡す商品を記した下記表題をもつ史料を挙げる事ができる。

Staat van door den Pachtter der Kambang handel op Japan mede te nemene goederen voor den jare 1842.

(1842年に日本でのカンバン貿易〔脇荷貿易〕の賃借人によって持って行かれる品物のリスト)⁽³⁴⁾ 本史料(以下、本章では'Staat'と略記する)は、1842年6月2日付でバタヴィアにおいて作成されたものであり、賃借人であるビッケルの署名をもつ。なお、本稿で使用する史料は写し afschrift であり、原本と同一の写しであることを証明した物産民間倉庫局委員長の

表6 天保12年(1841)向け脇荷物の注文

原文	拙訳
De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1841.	来たる 1841 年の貿易に向けてのカンバン荷物〔脇荷物〕の注文
Takkoraal van beste soort	最上種の枝珊瑚(「屑珊瑚」)
Indische leder	「印度皮」
Moolsche d°.	ムーアの皮
Echt Persiaansche d°.	本物のペルシア皮(「はるしや皮」)
Beste geslepen grote schotels van 1 tot 2 waaijer	1~2 ワーイエル〔38.5~77cm〕の最上級の大きな「切子皿」
Ronde geslepen grote deksel kommen van 1 1/2 tot 3 waaijer	1 1/2~3 ワーイエル〔57.75~115.5cm〕の丸く大きな「切子蓋物」
Beste geslepen schotels van 1 tot 2 waaijer langwerpige vierkantig	1~2 ワーイエル〔38.5~77cm〕の細長い四角形の最上級の「切子皿」
Beste geslepen vierkantige borden van 7 tot 8 waaijer [duimカ] in diameter vierkantig, langwerpige vierkantig, en ovaal	差し渡し 7~8 ワーイエル〔269.5~308cm〕〔7~8 ダイム〔26.95~30.8cm〕カ]の四角形、細長の四角形、そして楕円形の最上級の角形の鉢
Beste geslepen likeur glazen (groot, middelmatig, klein)	最上級のガラス製のリキュールグラス(大、中、小)
Medicijn flessen van wijden monde (de groote van de mond: van 3 tot 4 duim in diameter; de hoogte: van 7 duim tot 8 duim)	広口の「薬瓶」(口の大きさ、直径 3~4 ダイム〔11.55~15.4cm〕、高さ、7 ダイム~8 ダイム〔26.95~30.8cm〕)
Witte porselein vergulde borden (groot, middelmatig, klein)	「金縁」の白い磁器(「焼物」)の鉢(大、中、小)
Blaauw geschilderde ovale borden	青色の絵入りの楕円形の鉢
Geschilderde koppjes (zonder handsvatsels)	絵入りの「こつふ」(取っ手なし)
d° schotels (3 duim, 4 duim en 5 duim in diameter)	絵入りの皿(直径 3 ダイム〔11.55cm〕、4 ダイム〔15.4cm〕、5 ダイム〔19.25cm〕)
Verscheidene koker	種々の「コウクル」(「墨入」)
Horologie (dik en best)	時計(厚手、最上級)
d° (aardig soort)	時計(かわいらしいもの)
d° veer (groot, middelmatig, klein)	時計のゼンマイ(大、中、小)
Oude vaderlandsche porselein	古い母国製の磁器(「焼物」)
Gekleurde en gedrukte leder (beste soort)	色付きで型押しした皮(最上種)
Gouldleder van kleine druk (best soort)	小さい模様の金唐皮(最上種)
Schilderij met olie geverwt [governistカ], met goud lijst gemonteerd, en van dik glazen	金の額縁に嵌め、厚いガラスで〔覆った〕油彩画
De boven staande kambang goederen moeten best van soorten zijn.	上記のカンバン荷物〔脇荷物〕は最上種でなければならない。

出典・De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1841. Verslag 1840. [Japan Portefeuille N°38. 1840] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1461 (K.A. 11814). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-88-17).
 註・「 」内は、訳例のある品目。

署名をもつ。このリストには、各脇荷物の商品名・数量・仕入価額等が記されており、バタヴィアにおける発送前の脇荷物について知ることができる。

第1章・第2章同様、契約書第7条に従えば、賃借人は、全ての脇荷物を長崎会所に知らせ、脇荷取引の品と脇荷取引以外の品とに分ける交渉に入ったものと考えられる。天保13年の場合、天保10・11年度同様、この時点での史料は未詳であるが、オランダ側から提出された脇荷物のリストを日本側(阿蘭陀通詞)が翻訳したのとして「崎陽齋来目録」十一⁽³⁵⁾に所収されている「脇荷物差出」のリストを挙げることができる(以下、本章では「積荷目録」と記す)。後掲の表

7では、本リストの全容がわかりずらくなっているため、以下にこのリストを紹介しておきたい。

脇荷物差出

一、硝子器	四十七箱
一、焼物類	拾四箱ト二十二籠
一、細物類	二十箱
一、金唐皮	二箱
一、サフラン	七箱
一、エイスランスモス	六箱
一、マダ子シヤ	二箱
一、オクリカンキリ	二箱
一、痰切	四箱

賃借人の脇荷貿易について

表7 天保13年(1842)オランダ船脇荷物

	Staat			積荷目録	
	Goederen	Hoeveelheid	Gulden	商品	数量
①	glaswerk	33 kisten	3,689.00	硝子器	47 箱
②	porcelein en aardewerk	10 kisten	1,268.00	焼物類	14 箱ト 22 篋
③	boeken en platen	1 kist	386.00	—	—
④	lantaarns	1 kist	36.00	細物類	20 箱
⑤	bank kleedjes	1 kist	160.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑥	instrumenten	1 kist	730.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑦	klokken en pendules	7 kisten	992.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑧	horologiën en galanteriën	1 kist	2,783.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑨	galanteriën	4 kisten	2,012.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑩	medicijnen	13 kisten	7,200.00	薬種類	12 箱
⑪	dommekrachten	1 pak	28.00	—	—
⑫	galanteriën	3 kisten	160.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑬	1 muziekstuk	1 kist	65.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
⑭	ginghams	3 kisten	1,480.00	—	—
⑮	chits	3 kisten	980.00	—	—
⑯	ginghams	1 kist	500.00	—	—
⑰	gestr: gingham	2 kisten	900.00	—	—
⑱	glaswerk	8 kisten	400.00	〔上掲①：硝子器〕	〔上掲〕
⑲	aardewerk enz.	1 kist	30.00	〔上掲②：焼物類〕	〔上掲〕
⑳	boeken, glazenruiten enz.	1 kist	250.00	—	—
㉑	kleine stoeltjes	1 kist	40.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
㉒	medicijnen	5 kisten	1,200.00	〔上掲⑩：薬種類〕	〔上掲〕
㉓	inktkruikjes	1 kist	3.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
㉔	goudleder	2 kisten	600.00	金唐皮	2 箱
㉕	ebbenhout	102 stukken	400.00	黒檀	14,000 斤
㉖	buffelhoorns	70 picols	700.00	—	—
㉗	klapperolie	100 kelders	400.00	〔上掲⑩：薬種類〕	〔上掲〕
㉘	geweren	4 kisten	1,100.00	—	—
㉙	saffraan	5 kisten	3,000.00	サフラン	7 箱
㉚	glas	4 kisten	300.00	〔上掲①：硝子器〕	〔上掲〕
㉛	medicijnen	20 kisten	1,500.00	〔上掲⑩：薬種類〕	〔上掲〕
㉜	valsche bijouterijen	1 kistje	200.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
㉝	glaswerk	2 kisten	200.00	〔上掲①：硝子器〕	〔上掲〕
㉞	glas en aardewerk	3 kisten	200.00	〔上掲①：硝子器〕 〔上掲②：焼物類〕	〔上掲〕 〔上掲〕
㉟	boeken, teekeningen, karpet, leder ijzer en glaswerk	1 kist	300.00	〔上掲①：硝子器〕を含む 〔上掲④：細物類〕を含む	〔上掲〕を含む 〔上掲〕を含む
㊱	zandels en karpet	1 kist	100.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
㊲	Java matten	5 pakken	200.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
㊳	bendrotting	1,000 picols	3,400.00	藤	140,000 斤
㊴	kurken	1 baal	110.00	〔上掲④：細物類〕	〔上掲〕
㊵	aardewerk	22 krandjans	1,320.00	〔上掲②：焼物類〕	〔上掲〕
			^[39,322.00] 39,323.00		

出典・Staat は、Staat van door den Pachter der Kambang Handel op Japan mede te nemene goederen voor den jare 1842. Ingekomen stukken 1842. [Japan Portefeuille N^o 40. 1842] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1463 (K.A. 11816). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-10).
・積荷目録は、「崎陽齋来目録」十一（早稲田大学図書館所蔵）。

註・「積荷目録」には、表中に記した商品の他に、「エイスランスモス 六箱」「マダ子シヤ 二箱」「オクリカンキリ 二箱」「痰切 四箱」「アラヒヤコム 三箱」がある。全て薬種類であることより表中の⑩②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵ medicijnen に含まれている可能性がある。

一、アラヒヤコム	三箱
一、葉種類	十二箱
一、黒檀	壺万四千斤
一、藤	拾四万斤

なお、天保10・11年度同様、上掲のリストが、賃借人が長崎会所に知らせた全ての脇荷物としてのリストの翻訳か、それとも脇荷取引の品のみのリストの翻訳かは未詳である。

天保13年作成の脇荷貿易関係の主な数量史料としては、上記のオランダ側史料である'Staat'と、日本側史料である「積荷目録」が現状で確認できる程度であり、この2点の史料を突き合わせて一覧表にすると表7のようになる。

表7においては次のことを注記事項として掲げておく。

- ・本表では、各商品の品目は'Staat'に記されている順に並べた。
- ・オランダ側商品名各単語の表記について、その頭文字は、地名は大文字とし、その他は小文字で記した。
- ・オランダ側商品名で用いられている〃(=同)は、それに相当する単語を記した。
- ・数字は基本的に算用数字で記した。

表7作成によって注目される点として次のことを挙げておきたい。

○まず、'Staat'・「積荷目録」共にリストが大変簡略な記事になっていることであるが、これは天保10・11年度同様である。'Staat'は恐らく仕入額を政庁に知らせることを主眼に作成されたものだからであろう。また、「積荷目録」が簡略に記されているのは、19世紀も中期をむかえるに従って、輸出品も定例化してきており、従来よりおこなわれていたオランダ側からの積荷リストの提出とその翻訳は形式化し、それによって内容も簡略化されたものとなっていったからであろう。

○'Staat'に記された全ての商品とその数量が脇荷取引されたわけではなかったことも天保10・11年度同様である。従来の脇荷貿易の取引から推測して、③②⑤ boeken(書籍類)や②⑧ geweren(ゲベール銃)は、脇荷取引以外の品であったと考えられる。なお、⑭⑯ gingham(ギンガム、[綿織物])・⑮ chits(更紗)・⑰ gestr: gingham(縞柄のギンガム)については「おわりに」で考察する。

○天保13年の脇荷物の種類は、基本的に従来と変わりはなく、葉種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類、さらに染織類・書籍類などからなっている。また、従来誂物として持ち渡られていたゲベール銃が含まれていたことは特筆されよう。⁽³⁶⁾

○表7に記したように、天保13年の脇荷物の仕入総

額は、39,323.00[39,322.00] グルデンであった。これは、契約書第4条の「カンバン貿易のための資金は、(中略)その年の送り状の仕入値で、合計50,000グルデン以上になってはならない」に従ったことである。

第4章 天保14年(1843)の脇荷貿易

本章では、天保14年(1843)の脇荷貿易について考察する。前章で考察したように、天保14年の脇荷貿易は前年度同様の契約に基づいていたと考えられる。

天保14年の脇荷貿易に関しては、まず前年の天保13年に日本側からオランダ側に発注された阿蘭陀通詞作成の注文書 De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1843。(来たる1843年の貿易に向けてのカンバン荷物〔脇荷物〕の注文)⁽³⁷⁾を挙げる事ができる。本史料を拙訳を付して示すと表8のようである。この注文書も、前年度までと同様日本側にとって特に要望の強い品物について記したものと考えられる。

さて、天保14年には、バタヴィアからオランダ船1艘アンナ・エン・エリーサ号 Anna en Elisa が長崎港に入津している。この船には脇荷貿易の賃借人としてビッケルが乗船してきた。ビッケルが持ち渡った輸出品を記す「送り状」Factuur および'Opgave'や'Staat'類は残念ながら未詳である。

第1章～第3章同様、契約書第7条に従えば、賃借人は、全ての脇荷物を長崎会所に知らせ、脇荷取引の品と脇荷取引以外の品とに分ける交渉に入ったものと考えられる。天保14年の場合、前年度同様、この時点での史料は未詳であるが、オランダ側から提出された脇荷物のリストを日本側(阿蘭陀通詞)が翻訳したのものとして「唐船紅毛差出控」⁽³⁸⁾内の天保14年の「脇荷」リスト、および「雑記」⁽³⁹⁾内の天保14年の「脇荷物差出し」リストを挙げる事ができる(以下、本章では両史料を「積荷目録」と記す)。両史料を一覧表にして示すと表9のようであるが、両史料共に写しであり、商品項目数と数量に若干の相違がみられる。

なお、前年度同様、表9のリストが、賃借人が長崎会所に知らせた全ての脇荷物としてのリストの翻訳か、それとも脇荷取引の品のみのリストの翻訳かは未詳である。

脇荷取引は、本方取引と違いオランダ人が持ち渡った商品(脇荷物)を長崎会所において日本商人が直接入札する取引であるが、⁽⁴⁰⁾天保14年の脇荷取引の結果を記した日本側史料として「落札帳」⁽⁴¹⁾を挙げる事ができる。本史料には取引商品名と数量ならびに落札価格と落札商人名を記録しており、天保14年の脇荷取引の実態をみるのに最も詳細な現存史料といえる。したがって、本稿では、本史料によって得られた

表 8 天保 14 年 (1843) 向け脇荷物の注文

原文	拙訳
De eisch der kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1843.	来たる 1843 年の貿易に向けてのカンバン荷物〔脇荷物〕の注文
Geslepenen ronde schotels van 1 tot 2 waaijer in diameter	直径 1 ~ 2 ワーイエル [38.5 ~ 77cm] の「切子丸形鉢」
Geslepenen ronde dekselkommen van 1 ½ tot 3 waaijer in diameter	直径 1 ½ ~ 3 ワーイエル [57.75 ~ 115.5cm] の丸い「切子蓋物」
Geslepenen langwerpige vierkantige schotels van 1 tot 2 waaijer in de lengte	長さ 1 ~ 2 ワーイエル [38.5 ~ 77cm] の細長い四角形の「切子皿」
Geslepenen vierkantige, langwerpige vierkantige en ovale schotels van 7 tot 8 duim	7 ~ 8 ダイム [26.95 ~ 30.8cm] の四角形と細長い四角形と楕円形の「切子皿」
Geslepenen likeur flessen	ガラス製のリキュール瓶
Medicijn flessen van wijden mond (de diameter des monds: van 3 tot 4 duim; de hoogte: van 7 tot 8 duim)	広口の「薬瓶」(口の直径 3 ~ 4 ダイム [11.55 ~ 15.4cm]、高さ 7 ~ 8 ダイム [26.95 ~ 30.8cm])
Blaauw en rood gedrukte schotels van 3 en 4 tot 5 duim	3 と 4 ~ 5 ダイム [11.55cm, 15.4 ~ 19.25cm] の青色と赤色のプリント皿
Blaauw gedrukte lange schotels (groot)	青色のプリント長皿 (大)
Geschilderde kopjes (zonder handvat)	ガラス製の「こつふ」(取っ手なし)
Oude Nederlandsche porselein	古いオランダ製の磁器(「焼物」)
Vergulde witte porselein en bordes	「金縁」の白い磁器(「焼物」と鉢)
Groote schilderijen met olie geverwt (gevernist) met vergulde lijst gemonteerd en van dikke glazen	金縁の額に嵌め、厚いガラスで〔覆った〕油彩画
Verscheidene kokers	種々の「コウクル」(「墨入」)
Horologie vezen (groot, middelmatig en klein)	時計のゼンマイ (大、中、小)
Verrekijkers van geelkoperen buizen (groot, middelmatig en klein)	真鍮製の管の「遠目鏡」(大、中、小)
Groote telescoop	大きい「星目鏡」
Drop	「痰切」
Gekleurde en gedrukte leder (groot en glad)	色付きで型押しした皮 (大きく、なめらか)
De bovenstaande kambang goederen, moeten, best van soorten uitgekozen, in het aankomende jaar herwaarts aangebragt worden zonder in gebreken te blijven.	上記のカンバン荷物〔脇荷物〕は、来年、選り抜きの最上種を壊すことなく、ここ〔日本〕に持ってこなければならぬ。

出典・De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1843. Verslag 1842. [Japan Portefeuille N°40. 1842] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1463 (K.A. 11816). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-13).
 註・「 」内は、訳例のある品目。

表 9 天保 14 年 (1843) 脇荷物の積荷目録

(ア) 積荷目録		(イ) 積荷目録	
商 品	数 量	商 品	数 量
脇荷		脇荷物差出し	
硝子器	6 筥	硝子盃	6 箱
焼もの類	4 筥ト 25 箱	焼物類	4 箱ト 25 籠
時計類	2 筥	時計類	2 箱
敷もの	1 筥	敷物	1 箱
ホントカル	2 筥	ホルトカル油	2 箱
	但 96 硝子		但 96 フラスコ
薬種類	19 筥	薬種類	19 箱
薬種るい并小間物入合せ	1 箱	薬種并小間物入合	1 箱
アンヘラ	4 箱	アンヘラ	4 梱
タマリント	5 桶		
サボン	288 箱		
水牛角	30,100 斤	水牛角	10,100 斤
白檀	11,100 斤	白檀	31,100 斤
藤	77,500 斤	藤	77,500 斤
〆		〆	

出典・(ア) : 「唐船紅毛差出控」(某所蔵)
 ・(イ) : 「雜記」(国文学研究資料館所蔵)

表 10 天保 14 年 (1843) オランダ船脇荷物の取引

	商 品	数 量	落札価格 (蘭荷銀)	落札商人
	[如五番割]			
	如阿蘭陀脇荷物			
(1)	壺番金縁金絵銘酒ひん	6 ツ	32 匁 8 分	富や
(2)	貳番同	12	20 匁 7 分	同人
(3)	壺番金縁金絵角形銘酒瓶	52	22 匁	村上
(4)	貳番同	67	17 匁 9 分	長ヲカ
(5)	金縁金絵大基咩	13	10 匁 6 分	長岡
(6)	金縁金絵基こつふ	357	6 匁 8 分 7 厘	日ノ屋
(7)	壺番金縁金絵ちよく咩	30	8 匁 7 分	村上
(8)	貳番同	25	6 匁 9 分	永見や
(9)	三番同	137	7 匁 3 分 2 厘	の登や
(10)	金縁猪口こつふ	27	6 匁 9 分 7 厘	永見や
(11)	壺番基咩	23	7 匁 2 分	若狭や
(12)	二番同	48	6 匁 8 分	松野屋
(13)	三番基咩	46	6 匁 9 分	ふしや
(14)	壺番無地角形薬瓶	184	10 匁 8 分 1 厘	荒木
(15)	貳番同	332	8 匁 6 分 9 厘	竹野屋
(16)	三番同	388	7 匁 8 分 9 厘	の登や
(17)	四番同	386	5 匁 6 分 9 厘 3 毛	金沢や
(18)	五番同	346	4 匁 8 分 2 厘	竹のや
(19)	六番同	247	4 匁 1 分 9 厘	長岡
(20)	壺番無地薬瓶	4 ツ	14 匁 3 分	ふしや
(21)	二番同	76	7 匁 9 分 7 厘	ふしや
(22)	壺番銀袂時計	1 ツ	1 貫 2 匁	吉井屋
(23)	貳番銀袂時計	1 ツ	800 匁	吉井屋
(24)	三番同	4 ツ	450 匁	木下
(25)	四番同	1 ツ	300 匁	長岡
(26)	不残二付 袂時計	2 ツ	601 匁	エサキ
(27)	壺番印判	22	4 匁 3 分	下野屋
(28)	二番同	33	2 匁 9 分 3 厘	武上や
(29)	手遊時計	6 ツ	3 匁 1 分 9 厘	大坂や
(30)	外科道具	1 揃	108 匁	長ヲカ
(31)	喰事道具	12 揃	4 匁 8 分 1 厘	河内や
(32)	不残二付 折ハアカ	7 本	45 匁 8 分	河内や
(33)	壺番巢入鏡	59 面	7 分 4 厘	若狭屋
(34)	二番同	114 面	6 分 4 厘	同人
(35)	三番同	402 面	1 分 6 厘 3 毛	同人
(36)	疵蒲養生道具	1 揃	113 匁 9 分	の登や
(37)	沓	2 足	50 匁 4 分	永井や
(38)	咬嚼吧草履	7 足	13 匁 8 分	ふしや
(39)	壺番アンペラ	15 枚	231 匁	村上
(40)	二番同	25 枚	61 匁	吉井や
(41)	三番同	25 枚	38 匁	吉井屋
(42)	染付八寸鉢	4,413 枚	2 匁 9 分 8 厘	長岡
(43)	染付深手八寸鉢	2,794 枚	3 匁 3 分 3 厘	大坂や
(44)	赤絵八寸鉢	3,173 枚	3 匁 7 分 1 厘 3 毛	日野屋
(45)	赤絵深手同	1,592 枚	3 匁 6 分 2 厘	村上
(46)	白焼八寸鉢	486 枚	2 匁 4 分 3 厘	同人
(47)	同深手同	659 枚	2 匁 3 分 9 厘	の登や
(48)	壺番赤焼花生	10 ヲ	2 匁 8 分	あらき
(49)	二番同	4 ツ	2 匁 1 分 9 厘	ふしや
(50)	三番同	90	4 匁 3 分 9 厘	富や
(51)	四番同	24	1 匁 3 分 9 厘	長岡
				あらき
				長ヲカ

賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (備前銀)	落札商人
(52)	五番同	30	1 匁 1 分 1 厘	長ヲカ
(53)	素焼壺	30	5 匁 1 分	長ヲカ
(54)	壹番切子墓付ふたもの	9 ツ	55 匁 9 分	の登や
(55)	二番同	4 ツ	43 匁	同人
(56)	三番同	8 ツ	38 匁 9 分	金沢屋
(57)	切子墓付菓子入	3 ツ	112 匁	村上
(58)	壹番切子皿付蓋物	2 揃	91 匁 9 分	荒木
(59)	二番同	4 揃	68 匁 5 分	田原や
(60)	切子皿附菓子入	2 揃	45 匁 3 分	永井や
(61)	壹番切子菓子入	1 ツ	115 匁 8 分	下野新
(62)	二番同	1 ツ	98 匁	同人
(63)	三番切子菓子入	1 ツ	110 匁	下野十
(64)	四番同	1 ツ	103 匁 9 分	河内屋
(65)	五番同	1 ツ	100 匁	永井や
(66)	六番同	1 ツ	100 匁	吉井や
(67)	七番同	1 ツ	108 匁 9 分	永見や
(68)	八番同	1 ツ	88 匁 8 分	長ヲカ
(69)	九番同	1 ツ	112 匁	永見や
(70)	十番同	2 ツ	43 匁 7 分	永井や
(71)	不残二付 拾壹番同	4 ツ	136 匁	長ヲカ
(72)	壹番切子角形はち	2 枚	56 匁 4 分	永井や
(73)	貳番切子角形鉢	4 枚	38 匁 7 分	永井屋
(74)	壹番硝子鉢	6 枚	18 匁 9 分 1 厘	村上
(75)	二番同	6 枚	15 匁 7 分	村上
(76)	三番同	6 枚	13 匁 8 分 3 厘	村上
(77)	壹番切子皿付銘酒器	1 揃	335 匁	松のや
(78)	貳番同	1 揃	235 匁	若サヤ
(79)	三番同	1 揃	342 匁	永見や
(80)	四番同	1 揃	298 匁	村上
(81)	五番同	1 揃	268 匁	村上
(82)	切子式ツ組ホンスキ	1 揃	119 匁	永井や
(83)	切子五ツ組塩入	1 組	111 匁 1 分	木下
(84)	壹番切子花生	1 對	100 匁 8 分	若サヤ
(85)	貳番同	1 對	90 匁	ふしや
(86)	三番同	1 對	100 匁	吉井や
(87)	四番同	1 對	70 匁	ふしや
(88)	壹番切子引提	2 揃	270 匁	の登や
(89)	二番同	1 揃	281 匁	竹のや
(90)	三番同	1 揃	279 匁	の登や
(91)	色切子瓶	2 ツ	75 匁	の登や
(92)	同切子菓子入	2 ツ	69 匁 3 分	村上
(93)	不残二付 色切子大墓こつふ	2 ツ	135 匁	下野や
(94)	同切子墓咩	2 ツ	56 匁 3 分	永井や
(95)	壹番色切子水呑	2 ツ	38 匁 8 分	木下
(96)	二番同	2 ツ	31 匁 4 分	村上
(97)	色硝子水呑	4 ツ	12 匁 1 分	村上
(98)	不残二付 同硝子猪口咩	4 ツ	45 匁	下野屋
(99)	壹番色硝子墓咩	24	6 匁 6 分 6 厘	長ヲカ
(100)	二番同	12	4 匁 3 分	日ノ屋
(101)	三番同	12	4 匁 1 分	の登や
(102)	壹番墓付切子花生	1 對	74 匁	木下
(103)	貳番墓付切子花生	5 對	67 匁	木下
(104)	三番同	1 對	58 匁 9 分	村上
(105)	墓付硝子花生	2 對	120 匁	永井や

	商 品	数 量	落札価格 (円)	落札商人
(106)	硝子油次	2 ツ	40 匁	吉井や
(107)	不残二付 同薬量	3 ツ	29 匁	下新
(108)	同断 壺番白焼金縁蓋物	2 ツ	89 匁	長ヲカ
(109)	二番同	2 ツ	35 匁 9 分	下のや
(110)	三番同	2 ツ	38 匁 8 分	ふしや
(111)	四番同	4 ツ	31 匁 8 分	ふしや
(112)	五番同	2 ツ	31 匁 9 分	長ヲカ
(113)	六番白焼金縁蓋物	1 ツ	16 匁	長ヲカ
(114)	壺番白焼金縁皿付蓋物	2 揃	25 匁 9 分	長ヲカ
(115)	二番同	2 揃	18 匁	吉井や
(116)	三番同	1 揃	15 匁 1 分	村上
(117)	四番同	2 揃	10 匁 6 分	同人
(118)	白焼金縁墓付とんぶり	1 ツ	37 匁	長ヲカ
(119)	壺番白焼金縁同	3 ツ	28 匁	同人
(120)	二番同	4 ツ	18 匁	吉井や
(121)	壺番白焼金縁菓子入	2 ツ	11 匁 6 分	村上
(122)	二番同	6 ツ	11 匁 6 分	村上
(123)	壺番白焼金縁三枚組長鉢	1 組	135 匁	下十
(124)	貳番同	4 組	79 匁	下十
(125)	壺番白焼金縁はち	2 枚	61 匁 9 分	永井や
(126)	二番同	2 枚	31 匁 1 分	木下
(127)	三番同	9 枚	30 匁 9 分	ふしや
(128)	四番同	2 枚	28 匁	木下
(129)	壺番白焼金縁七寸鉢	24 枚	9 匁 3 分 8 厘	村上
(130)	二番同	69 枚	7 匁 5 分 3 厘	村上
(131)	白焼金縁三枚組長はち	1 組	80 匁	の登や
(132)	壺番白焼金縁長はち	4 枚	38 匁	大坂や
(133)	貳番白焼金縁長はち	2 枚	21 匁 3 分	若サヤ
(134)	三番同	5 枚	18 匁	長ヲカ
(135)	四番同	7 枚	12 匁 3 分	村上
(136)	不残二付 五番同	2 枚	18 匁	長ヲカ
(137)	白焼金縁花形皿	6 枚	7 匁 8 分	中村
(138)	壺番白焼金縁角形鉢	2 枚	21 匁 9 分	下十
(139)	二番同	8 枚	14 匁 2 分	木下
(140)	白焼金縁鉢付菓子入	2 揃	23 匁 1 分	木下
(141)	青絵三枚組長はち	2 組	70 匁 3 分	村上
(142)	不残二付 壺番焼物器	35 品	313 匁	の登や
(143)	不残二付 貳番焼物器	18 品	208 匁	荒木
(144)	白焼四寸皿	458 枚	1 匁 6 分	下のや
(145)	同小皿	220 枚	1 匁 8 厘	入来や
(146)	不残二付 同金縁四ツ組茶器	2 揃	165 匁	荒木
(147)	素焼四ツ組同	4 揃	68 匁 8 分	河内屋
(148)	染付四ツ組同	1 揃	41 匁 9 分	村上
(149)	素焼皿付小植付鉢	12 揃	11 匁 1 分	荒木
(150)	素焼小植木鉢	12	6 匁 7 分	荒木
(151)	壺番素焼花さら	4 ツ	10 匁 9 分	田原や
(152)	二番同	8 ツ	8 匁 1 分	吉井や
(153)	三番素焼花さら	6 ツ	7 匁 2 分 3 厘	榊や
(154)	四番同	8 ツ	5 匁 8 分	ふしや
(155)	壺番白焼金縁小形茶キ	6 揃	39 匁	荒木
(156)	二番同	3 揃	30 匁 8 分	荒木
(157)	三番同	1 揃	40 匁	若サヤ
(158)	辛子入	12	7 匁 2 分	吉井や
(159)	壺番鎖り付手遊時計	203 ツ	5 匁 3 分 9 厘	木下
				荒木

賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (備前)	落札商人
(160)	二番同	72	4 匁	吉井や
(161)	三番同	118	2 匁 7 分	荒木
(162)	壹番手遊び時計	120	3 匁 3 分	富や
(163)	貳番手遊時計	120	1 匁 9 分	若サや
(164)	壹番かんさし	19 本	1 匁 4 分 2 厘	三枝
(165)	二番同	57 本	2 匁 6 分 1 厘	大坂や
(166)	三番同	64 本	1 匁 8 分	大坂や
(167)	四番同	85 本	5 分 3 厘	村上
(168)	壹番留針	26 本	6 匁 8 分	富や
(169)	二番同	42 本	6 匁	富や
(170)	三番同	39 本	5 匁 3 分	富や
(171)	四番同	218 本	2 匁 4 分	木下
(172)	五番同	94 本	1 匁 3 分 1 厘	木下
(173)	六番留はり	150 本	2 匁 9 分	武上や
(174)	七番同	144 本	1 匁 2 分	大坂や
(175)	八番同	108 本	9 分 3 厘	下十
(176)	壹番玉入指輪	105 ツ	2 匁 9 分	富や
(177)	二番同	95	1 匁 5 分	富や
(178)	三番同	404 ツ	1 匁 1 分 1 厘	木下
(179)	四番同	396	7 分 1 厘	荒木
(180)	五番同	132	2 匁 2 分	武上や
(181)	六番同	84	3 匁 1 分	武上や
(182)	七番同	540	3 分 4 厘	あらキ
(183)	八番玉入指輪	46	2 分	あらキ
(184)	九番同	1,440	2 分 8 厘	長ヲカ
(185)	時計長鎖り	120 筋	17 匁 8 分	竹のや
(186)	壹番置時計	1 ツ	879 匁 9 分	の登や
(187)	二番同	1 ツ	808 匁	村上
(188)	口廣葉瓶	59	52 匁 6 分	永見や
(189)	い蒲団皿紗	39	51 匁 8 分	入来や
(190)	ろ同	41	47 匁	ふしや
(191)	カフリ皿紗	120	23 匁 1 分	木下
(192)	い綿タヒイ	1 切	120 匁	永見や
(193)	ろ綿タヒイ	1 切	113 匁	竹のや
(194)	は同	9 切	96 匁 7 分	竹のや
(195)	い紋綿天鷲絨	2 切	87 匁	竹のや
(196)	ろ同	2 切	43 匁 9 分	三枝
(197)	タンキリ	835 斤	19 匁 6 分	竹のや
(198)	キナキナ	835 斤	131 匁 9 分	今村
(199)	エイスランスモス	310 斤	31 匁 7 分	万や
(200)	アラヒヤコム	425 斤	34 匁 3 分	今村
(201)	マク子シヤ	175 斤	34 匁 5 分	今村
(202)	送りカンキリ	425 斤	42 匁 9 分	榎屋
(203)	コムアンモニヤツク	170 斤	84 匁 6 分	今村
(204)	シキターリス	87 斤	287 匁 9 分	吉井や
(205)	ケンチヤンウヲルトル	23 斤	6 匁 9 分	吉井や
(206)	細末イベカコアナ	50 瓶	107 匁 9 分	榎屋
(207)	セメンシイナ	65 斤	563 匁 9 分	竹のや
(208)	ヲツセシヤル	21 瓶	75 匁 9 分	今村
(209)	エキスタラクトシキユウダ	202 瓶	32 匁 9 分	今村
(210)	サアレツブ	170 斤	41 匁 6 分	今村
(211)	テリヤアカ	300 罐	7 匁 4 分	榎や
(212)	細末ウエインステーン	25 斤	13 匁 9 分	の登や

	商 品	数 量	落札価格 (臨荷銀)	落札商人
(213)	マンナ	70 斤	53 匁 6 分	木下
(214)	ゼアユイン	170 斤	134 匁 6 分	竹のや
(215)	ウエインステンシユル	65 斤	84 匁 1 分	金沢や
(216)	カミルレ	255 斤	18 匁 1 分	三吉や
(217)	ゼンナブラーテン	173 斤	36 匁	大坂や 長ヲカ
(218)	ブリイルブルーム	23 斤	22 匁 9 分 1 厘	の登や
(219)	サスサハリルラ	23 斤	7 匁 9 分	吉井や
(220)	ラーデキスコロンポー	3 斤	56 匁	永井や
(221)	ズワフルブルーム	11 斤	13 匁 3 分	今村
(222)	ア子イストロツプ	8 斤	40 匁	ふしや
(223)	シユルプスソーダー	85 斤	9 匁 1 分	吉井や
(224)	ポーラキス	1 斤 8 合	50 匁 3 分	の登や
(225)	不残二付 キーナソウド	2 瓶	1 貫 150 匁	永井や
(226)	細末ボツクホウト	196 斤	13 匁 1 分 9 厘	の登や
(227)	サスサフラス	18 斤	13 匁 9 分	長ヲカ
(228)	アルニカウヲルトル	5 斤	100 匁	永井や
(229)	フロインステーン	9 斤	11 匁 9 分	村上
(230)	エキスタラクトヘラトーナ	1 瓶	161 匁	長ヲカ
(231)	タマリンデ	530 斤	5 匁 3 分 4 厘	の登や
(232)	阿魏	85 斤	186 匁 2 分	永井や
(233)	青黛	10 斤	37 匁 5 分	永見や
(234)	薄荷水	7 硝子	6 匁 1 分 9 厘	長ヲカ
(235)	ラウダニユム	1 瓶	77 匁 7 分	長ヲカ
(236)	スフリーテスニツトルドルシス	31 瓶	49 匁 3 分	村上
(237)	ホフマン	37 瓶	94 匁 5 分	三枝
(238)	貳番サフラン	8 斤 1 合 5 勺	639 匁	永井や
(239)	サホン	3,200 斤	6 匁 7 分 4 厘	三枝 今村 三国や
(240)	テレメンテイン油	44 硝子	61 匁 9 分	の登や
(241)	ホルトカル油	95 硝子	67 匁 9 分	三枝 三国や
(242)	壺番キユベヘ油	6 瓶	8 匁 4 分	村上
(243)	二番同	1 瓶	8 匁 8 分 8 厘	長ヲカ
(244)	薄荷油	10 瓶	46 匁 8 分	ふじや
(245)	ラクユムコロトーニス	10 瓶	5 匁 5 分	今村
(246)	コムテレメン油	50 斤	60 匁	三国ヤ 三枝
(247)	水牛角	10,100 斤	60 匁 1 分 9 厘	永見や
(248)	白檀	31,100 斤	5 匁 2 分	日野屋
(249)	藤	77,500 斤	1 匁 1 分 5 厘 9 毛	今村 三国や 大坂や 三枝
	ㄱ			
	壺番部屋 ヲロフ ^{*1}			
(250)	切子盆付銘酒器	1 揃	193 匁	若サや
(251)	銘酒ひん	2 ツ	41 匁	司
(252)	菓子入	6 ツ	18 匁 9 分	武上や
(253)	壺番墓こつふ	10 ヲ	11 匁	司
(254)	貳番墓こつふ	10 ヲ	8 匁 6 分	永見や
(255)	猪口こつふ	6 ツ	16 匁 9 分	今村
(256)	不残二付 こつふ	2 ツ	27 匁	松野屋
(257)	白焼金縁絵入茶器	1 揃	250 匁	吉井や

賃借人の脇荷貿易について

	商 品	数 量	落札価格 (脇荷)	落札商人
(258)	不残二付 時計鎖り	7 筋	30 匁	武上や
(259)	不残二付 寒暖昇降	2 ツ	223 匁	同人
(260)	虫めかね	1 揃	100 匁	木下
(261)	遠めかね	1 本	265 匁 9 分	大坂や
(262)	小形同	1 本	83 匁 9 分	金沢や
(263)	金入	5 ツ	16 匁 4 分	下十
	貳番部屋 ウーリツキス*2			
(264)	壹番切子皿	20 枚	16 匁 8 分 3 厘	吉井や
(265)	二番同	10 枚	11 匁 3 分 4 厘	吉井や
(266)	切子皿附菓子入	2 揃	40 匁 9 分	吉井や
(267)	不残二付 硝子器	12 品	161 匁	エサキ
(268)	墓こつふ	20	8 匁 3 分 5 厘	松のや
(269)	不残二付 銘酒瓶	10 ヲ	179 匁 8 分	厶
(270)	硝子針箱	2 ツ	30 匁	永見や
	三番部屋 寅年別段之分			
(271)	玉入櫛	1 ツ	48 匁	木下
(272)	口貫キ	4 ツ	23 匁 7 分	永井や
(273)	文鎮	6 ツ	26 匁	村上
(274)	メリヤス手貫キ	12 揃	17 匁 1 分	下十
(275)	附木	250 筒	4 匁 1 厘	の登や
(276)	羊角燈籠	4 ツ	40 匁	下新
(277)	如露	6 ツ	25 匁 2 分	長ヲカ
(278)	壹番アンヘラ	5 枚	250 匁	吉井や
(279)	二番同	5 枚	65 匁 7 分	武上や
(280)	帆木綿	16 反	15 匁 4 分	三枝
	[勿四番割]			
	品代り荷物			
<1>	い尺長上皿紗	134 反	166 匁	中の
<2>	ろ同	499 反	143 匁 6 分	中の
<3>	は壹番同	469 反	189 匁 8 分	松本や
<4>	は貳番同	99 反	166 匁 9 分	吉更や
<5>	に尺長上皿紗	100 反	190 匁 3 分	村上
<6>	ほ同	300 反	165 匁 8 分	入来や
<7>	尺長皿紗	144 反	235 匁	松のや
<8>	類違奥嶋	40 反	231 匁 9 分	日のや
<9>	薄手又布嶋	68 反	185 匁 9 分	武上や
<10>	嶋金巾	180 反	118 匁 3 分	吉井や
<11>	嶋綾木綿	62 反	156 匁 9 分	永見や
<12>	綿漢嶋	400 反	149 匁	吉更や
<13>	廣東人參	485 斤	173 匁	竹のや
<14>	肉桂	250 斤	13 匁 1 分	長田や
<15>	太服皮	500 斤	15 匁 9 分	永見や
				村上
				今村

出典・「落札帳」(長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵武藤文庫)。

註・厶=エサキ

・※1 ヲロフは、J. M. Wolff, Nrd. Pakhuismeester, Boekhouder en Scriba、もしくは、A. J. J. de Wolff, adssistent。

・※2 ウーリツキスは、H. F. Oelrichs, adssistent。

結果を表し提示しておきたい(表10)。

表9・10を照合することにより表9の「積荷目録」に記された「硝子器」「焼もの類」「時計類」「敷もの」「菓種類」「菓種るい并小間物入合せ」などの具体的日本側商品名を確認できる。また、脇荷取引以外の取引の品々については未詳であるが、表9・10をみる限り、天保14年の脇荷物の種類は、基本的に従来と変わりはなく、菓種類、硝子器・陶磁器などの食器類、時計など、雑貨・小間物類、さらに染織類などからなっている。

なお、表10に示した「品代り荷物」については「おわりに」で考察していきたい。

おわりに

以上、本稿においては、天保10年(1839)～同14年(1843)の賃借人による脇荷貿易について、現存するオランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察した。

オランダ船の来航がなかった天保12年を除いて、天保10・11・13・14年の脇荷貿易は、それぞれ賃借人とバタヴィア政庁との間で結ばれた契約書に原則として基づいておこなわれていたと考えられる。しかし、天保11年の場合は、賃借人がバタヴィアで日本に持ち渡す商品を記した'Staat'段階では脇荷物の仕入総額が50,000グルデンを超えており、契約書第4条に反していた。脇荷物の種類については、従来と変わりはなく、菓種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類、さらに染織類・書籍類などからなっていた。また、天保13年には、従来詔物となっていたゲベール銃が持ち渡されていたことは特筆されるであろう。

さらに、1839年度用の契約書から加えられた賃借人の政庁勘定への資金投入の条項(第16条)は注目に値する。1839年度段階では上限が20,000カンバンテールと規定されていたが、当初からこの上限は守られず超過して投入されていた(23,546.97カンバンテールの資金投入)。そのためか1842年度用の契約書では上限がはずされ、「政庁は、その〔政庁の〕カンバン資金に、より多く必要とする時は、その分を賃借人〔の資金〕から受け取り」と変更され、「政庁は、そのカンバン銀をバタヴィアで5〔カンバン〕テール＝8グルデンの相場で〔賃借人に〕清算される」(第13条)ことになった。これらのことより政庁が賃借人に優遇措置を施していたと同時に、お互いに補完しあう密接な関係にあったことが読み取れよう。

以下、「おわりに」においては、表10にみられる「品代り荷物」の取引について若干考察を加え本稿のむすびとしたい。

契約書第7条に「会所がどの商品がカンバン〔脇荷取引〕で販売され、どの商品が合意価格でカンバン〔脇荷取引〕以外で長崎会所に譲られるかをきめるため交渉に入らなければならない。」と記しているが、表10に示した「品代り荷物」は、「合意価格でカンバン〔脇荷取引〕以外で長崎会所に譲られる」商品群であったと考えられる。この「品代り荷物」の取引はオランダ側で *ruilinghandel* (交換貿易) と呼ばれ、賃借人が持ち渡した品物を日本側(長崎会所)が銀立てで購入し、対価となる商品を日本側(長崎会所)が賃借人に渡した取引であり、脇荷取引以外の取引であったと考えられる。⁽⁴²⁾しかし、「品代り」の取引が脇荷取引以外の取引の全てであったというわけではない。⁽⁴³⁾

鶴見大学図書館所蔵の「〔反物寄〕」類より確認できる天保11年および同13年の脇荷物の取引を一覧表にするとそれぞれ表11・12のようになる。この表中の取引名にみられる「ワキニ」「脇荷」は脇荷取引であり、「紅毛船品代り」「紅毛品代り」が「品代り」の荷物の取引である。表11に示した「〔金巾〕」類は、前掲表5の① *gedrukte katoenen* (形付木綿) 1,286反、② *roode gedrukte katoenen* (赤色形付木綿) 150反の中の一部の取引と考えられる。⁽⁴⁴⁾また、表12に示した「〔皿紗〕」類・「〔木綿〕」類は、前掲表7の⑭ *ginghams* (ギンガム、〔綿織物〕) 3箱、⑮ *chits* (更紗) 3箱、⑯ *ginghams* (ギンガム、〔綿織物〕) 1箱、⑰ *gestr: gingham* (縞柄のギンガム) 2箱の中の一部の取引と考えられる。このように天保11年・同13年の例をみるとオランダ側史料に品名があり、日本側史料(「積荷目録」)に品名が記されていないものが「品代り」、すなわち脇荷取引以外の取引になっている事例を多くみることができ、表12の「カフリ〔皿紗〕」が「ワキニ」取引であることより必ずしもそうとはいえないことを付け加えておく。

「品代り」は、上記史料に「合意価格でカンバン〔脇荷取引〕以外で長崎会所に譲られる」とあることより、本方荷物と同じように長崎会所が賃借人より「直組」の上で購入し、それを会所が日本商人に入札販売したものと考えられる。「品代り」の商品は本方荷物の取引と同じ番割(長崎会所での1年間における入札取引の順番割)で取引されることが多く、さらに本商人作成の取引帳簿(「見帳」や「落札帳」など)によっては、本方荷物の各商品名の右上に朱書きで、長崎会所がオランダ側より購入した価格(仕入値)が記されていることがあるが、「品代り」の商品にも同じように商品名の右上に朱書きで価格(仕入値)が記されている事例を確認することができる。すなわち、「品代り」の商品は脇荷物でありながら、日本では本方荷物と同じ取引手続きのもとで販売されたと考えられる。した

賃借人の脇荷貿易について

表 11 天保 11 年 (1840) 脇荷物の取引 (反物類)

番 割	取 引 名	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人
子三番割	子紅毛船品代り 同	い尺長上〔皿紗〕	12 端	543 匁 7 分	山 田 今村や 荒 木 木 下 木 下 名古や エサキ 松本や 松本や
		ろ 全	200 反	234 匁	
	同	は 全	96 反	224 匁 3 分	
	同	に 全	97 反	220 匁	
子四番割	子紅毛ワキニ 子紅毛ワキニ 子追脇荷	尺長〔皿紗〕	46 端	238 匁	名古や エサキ 松本や 松本や
		かふり〔皿紗〕	6 ツ	20 匁	
		かふり〔皿紗〕	63	27 匁	
		かふり〔皿紗〕	16	25 匁 9 分	
子三番割	子紅毛船品代り 同 品代り	形付嶋〔金巾〕	144 端	155 匁	永見や の口や
		尺長赤〔金巾〕	99 端	173 匁 6 分	

出典・「皿紗類・海黄類・薄糸・カルトースサアイ・ガーセン〔反物寄〕」(鶴見大学図書館所蔵)。
 ・「紗綾類・綸子類・金巾類・皿多嶋・駱駝織・弁柄嶋・笹縁り・ピケイ〔反物寄〕」(鶴見大学図書館所蔵)。

表 12 天保 13 年 (1842) 脇荷物の取引 (反物類)

番 割	取 引 名	商 品	数 量	落札価格 (脇荷銀)	落札商人	
寅式番割	寅紅毛式艘分ワキニ 同	カフリ〔皿紗〕	12	15 匁 1 分	吉梗屋 長ヲカ 小田や 長ヲカ 長田や 長ヲカ 三枝 松本 三枝 野口や 入来や エサキ 入来や 松本 ふしや ふしや	
		全	23	12 匁 5 分		
	寅紅毛式艘分追ワキニ 老番部や	一カフリ〔皿紗〕	60	19 匁 1 分		
		二 全	36	9 匁 1 分		
	同 若番部や	一 全	6 ツ	24 匁 1 分		
		二カフリ〔皿紗〕	10 ヲ	9 匁		
	同 若番部や	三 全	2 ツ	13 匁 1 分		
		寅紅毛品代り	い尺長上〔皿紗〕	50 端		173 匁 8 分
	寅三番割	寅紅毛式艘分代り 同	ろ尺長上〔皿紗〕	422 端		178 匁
			は 全	132 端		151 匁
同		に 全	128 端	148 匁 9 分		
		ほ壹番〔皿紗〕	10 反	195 匁		
		ほ二〔皿紗〕	158 反	200 匁 9 分		
		尺長〔皿紗〕	80 反	141 匁		
寅三番割	寅紅毛船品代り	綿	95 斤	2 匁 4 分	三枝	
寅三番割	寅紅毛品代り 同 同 同 同	い嶋綾〔木綿〕	23 反	253 匁	長田や 森本 の口や 榊や のとや	
		ろ 全	5 反	211 匁		
		は 全	16 反	204 匁 3 分		
		い色綾〔木綿〕	2 反	250 匁 9 分		
		ろ 全	5 反	204 匁 9 分		
寅三番割	寅紅毛品代り	帆木綿	35 反	10 匁 2 分	長田や	

出典・「皿紗類・海黄類・薄糸・カルトースサアイ・ガーセン〔反物寄〕」(鶴見大学図書館所蔵)。
 ・「屑紛糸・木綿総・綿・紛糸・打紐・白糸・金糸・銀糸〔反物寄〕」(鶴見大学図書館所蔵)。
 ・「絹紬・帰雁嶋・色綿紬・綿漢嶋・木綿類・布類・奥嶋類・コンテレキ・帆木綿・芙蓉織・もんば・マルリンデーケルス〔反物寄〕」(鶴見大学図書館所蔵)。
 註・㊦=エサキ

がって、「品代り」の取引量が増えれば賃借人は長崎会所の統制を受けることが増えるため、賃借人を守る立場にある商館長にとっては取引をめぐって問題が生じる可能性が増加し、先述のように1839年5月14日付の決議録抜粋で、第7条の規定を「政庁にとって不都合なことになるかもしれない」と述べているのではないだろうか。

賃借人による脇荷貿易について、本稿では天保10年(1839)～同14年(1843)を考察したが、その後、いかなる変遷をたどったか、その実態については今後さらに多くのオランダ側史料・日本側史料を検討し、事例を積み重ねていくことにより、明らかになっていくものと考えられる。

註

- (1) Kontrakt onder nadere goedkeuring der Regering gesloten tusschen den waarnemend Directeur der Producten en Civiele Magazijnen namens het Gouvernement, en den Heer C. Lissour krachtens de autorisatie verleend bij besluit van den 8 April 1838 N^o. 7. Ingekomen stukken 1838. [Japan Portefeuille N^o. 36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A. 11812). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-2).
- (2) Kontrakt onder nadere goed keuring der Regering gesloten tusschen den directeur van 's Lands Producten en Civiele Magazijnen namens het Gouvernement en de kooplieden Gevers en van Braam: krachtens de autorisatie verleend bij Resolutie van den 26 Junij 1835 N^o. 19. Ingekomen stukken 1836. [Japan Portefeuille N^o. 34. 1836] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A.11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
- (3) ユニコール (unicornis ラテン語) は、オランダ側の品名で eenhoorn と記され、日本側では、「ユニコール」や「ユニカウル」あるいは「一角」と訳されていた。ユニコールは、一角の牙から製した解毒薬であり、19世紀前半の日蘭貿易においては、大変高価な薬品で、主に誂物(＝注文品)として輸入されていた。
- (4) 拙稿「賃借人のユニコール輸入ー日蘭貿易における脇荷物と誂物ー」(『比較文化研究』第22号、令和2年)参照。
- (5) Extract uit het register der besluiten van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 14^e. Maij 1839. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o. 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
- (6) 拙稿「江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易についてー天保8年(1837)・同9年(1838)を事例としてー」(『鶴見大学紀要』第56号第4部、平成31年)114頁参照。Extract uit het register der besluiten van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 10 April 1839. Ingekomen
- stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o. 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
- (7) De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1839. Verslag aan den Directeur van 's Lands Producten en Civ^e. Magazijnen 1838. [Japan Portefeuille N^o. 36. 1838] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1459 (K.A. 11812). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-3).
- (8) Opgave van het factuur, welke door den pachter van den kambang handel over het jaar 1839 aan boord van het schip Eendragt kapt. Gieseke wenschte te laden. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o. 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
- (9) 「崎陽齋來目錄」八(早稲田大学図書館所蔵)。
- (10) 「唐船紅毛差出控」(某所所蔵)。所蔵者の希望により本稿では「某所所蔵」と記しておく。
- (11) 例えば、誂物のリストおよびその翻訳リストにおいても、天保5年(1834)以降簡略に記す傾向がめだっている(拙著『日蘭貿易の構造と展開』吉川弘文館、平成21年、141頁および第3部参照)。
- (12) 「弘化元年(＝天保十五年)甲辰七月調」を下限とする「唐紅毛交易大意」(『力石雜記』三十五(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵))には、脇荷物の説明の中で「書籍」について次のように記している。
一書籍
右書籍之義者、入札拂_二差出候品_一無之、都而江戸御用書籍之分被_二仰渡候書籍を以出帆前申達、持渡之上者代金會所_三仕拂申候、其余御奉行所御誂并御代官私共誂遣_二候書籍者御奉行所_三相伺、御免之上誂遣_二持渡候へ共、是又伺之上御印濟を以受取来、右代り物カヒタン申出候通仕拂候義_二御座候、其余書籍ハ紅毛人銘_三見用之ため持渡候品_一御座候
すなわち、脇荷物として持ち渡られた「書籍」は、脇荷取引はされず、本来御用書籍として注文の上、持ち渡られたものであり、その他、奉行所や代官等の注文品となり、さらにオランダ人の私用のために持ち渡られたものである。
- (13) De Directeur der Producten en Civiele Magazijnen aan 't opperhoofd in Japan. Batavia, den 25 Maart 1840. Ingekomen stukken 1840. [Japan Portefeuille N^o. 38. 1840] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1461 (K.A. 11814). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-88-16).
- (14) Kontrakt onder nadere goedkeuring der Regering gesloten tusschen den Directeur der Producten en Civiele Magazijnen namens het Gouvernement, en den Heer C. Lissour krachtens de autorisatie verleend bij besluit van den 15 Junij 1839 N^o. 1. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o. 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō

賃借人の脇荷貿易について

- Microfilm: 6998-1-87-17).
- (15) Extract uit het register der besluiten van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 15^e Junij 1839. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
- (16) 前掲拙稿「江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について－天保8年(1837)・同9年(1838)を事例として－」116頁参照。Extract uit het register der besluiten van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 10 April 1839. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17).
- (17) 註(15)参照。
- (18) 拙稿「近世後期における賃借人の脇荷貿易について－天保7年(1836)を事例として－」(『鶴見大学紀要』第55号第4部、平成30年)245～247頁参照。
- (19) 註(4)参照。
- (20) Extract uit het register der besluiten van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 10^e April 1840. Ingekomen stukken 1840. [Japan Portefeuille N^o 38. 1840] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1461 (K.A. 11814). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-88-16).
- (21) 同上。Translaat van een schriftelijke bevel van Tagoetsi Kagano Kami Sama, door den opperburgemeester Takasima Siroetaju aan het opperhoofd voor gelezen en gegeven. Desima. 11. Zugoeats 1839. Ingekomen stukken 1839. [Japan Portefeuille N^o 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-17). Grandisson aan Tagoetsi Kagano Kami, Gouverneur van Nagasaki, Desima, 16 November (11. Ziugoats) 1839. Correspondentie 1839. [Japan Portefeuille N^o 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-16).
- (22) De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1840. Verslag 1839. [Japan Portefeuille N^o 37. 1839] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1460 (K.A. 11813). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-87-18).
- (23) Staat van goederen welke den Pachter der Kambang handel op Japan voor den jare 1840 mede neemt. Ingekomen stukken 1840. [Japan Portefeuille N^o 38. 1840] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1461 (K.A. 11814). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-88-16).
- (24) 「崎陽齋来目録」九(早稲田大学図書館所蔵)。
- (25) 註(10)参照。
- (26) どのような形状の品物であったかは現状では未詳である。
- (27) 天保6年や同9年の場合は、送り状 Factuur の段階で50,000グルデンを超過しており、契約書に違反している事例はみられる。
- (28) 西澤美穂子「アヘン戦争と駐日オランダ商館長ビック」(友田昌宏編『幕末維新期の日本と世界－外交経験と相互認識－』吉川弘文館、平成31年)27～33頁参照。
- (29) Extract uit het register der besluiten van den Vice President Waarnemenden Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 1^{er} Mei 1842. Ingekomen stukken 1842. [Japan Portefeuille N^o 40. 1842] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1463 (K.A. 11816). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-11).
- (30) Extract uit het register der besluiten van den vice President Waarnemend Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indië. Buitenzorg, den 6^{en} April 1841. Ingekomen stukken 1841. [Japan Portefeuille N^o 39. 1841] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1462 (K.A. 11815). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-1).
- (31) 1842年5月1日の決議録抜粋(註(29)参照)には、「1842年と1843年に関する1841年4月6日の決議に従って〔決められた〕日本でのカンバン貿易に関する請願者〔ビッケル〕の現在の契約をもって、さらに、1844年に向けて延長することの権限を〔ビッケルに〕与える。」とあり、賃借人ビッケルのもと、1842年・1843年の契約は1844年にも踏襲されている。なお、この時の脇荷貿易については、拙稿「江戸時代後期における出島貿易品の基礎的研究－天保15年(1844)を事例として－」(『鶴見大学紀要』第54号第4部、平成29年)を参照。
- (32) De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1841. Verslag 1840. [Japan Portefeuille N^o 38. 1840] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1461 (K.A. 11814). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-88-17).
- (33) Opgegeven Nieuws, Facturen en Monsterrol. 1842. [Japan Portefeuille N^o 40. 1842] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1463 (K.A. 11816). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-14). 内の'Monsterrol'。
- (34) Staat van door den Pachter der Kambang Handel op Japan mede te nemene goederen voor den jare 1842. Ingekomen stukken 1842. [Japan Portefeuille N^o 40. 1842] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1463 (K.A. 11816). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-89-10).
- (35) 「崎陽齋来目録」十一(早稲田大学図書館所蔵)。
- (36) 後年の事例であるが、弘化2年(1845)の脇荷物の中に jagt geweren gevraagd door twee oppertolken voor eigen gebruik (二人の大通詞に自分用として求められたヤーゲル銃)が持ち渡られている。これは、商品名からわかるように脇荷取引ではなく、阿蘭陀大通詞によって注文されて持ち渡られたものである。なお、ヤーゲル銃は、猟銃のこと。狙撃用に使われた。七条の星形ライフルが施された前装式施条銃。戯放銃ともいう。(拙稿「幕末期における蘭船脇荷物輸入の基礎的研究－弘化2年(1845)を事例として－」(『文化財学雑誌』第12号、平成28年)14～15頁参照)
- (37) De eisch van de kambang goederen voor het aanstaande handel jaar 1843. Verslag 1842. [Japan Portefeuille N^o 40. 1842] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1463 (K.A. 11816). (Tōdai-Shiryō

Microfilm: 6998-1-89-13).

- (38) 註(10)参照。
- (39) 「雑記」(国文学研究資料館所蔵)。
- (40) 本方取引は、オランダ船持ち渡りの商品を長崎会所が「直組」の上で一括購入し、その後、長崎会所で日本商人が入札するという取引であった。
- (41) 「落札帳」(長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵武藤文庫)。
- (42) 註(4)参照。
- (43) 例えば、註(12)で述べたように「書籍」は協荷取引はされず、注文品として取引されている。
- (44) 表11に示した「〔皿紗〕」類も木綿類であることより、表5の① gedrukte katoenen (形付木綿) 1,286反、② roode gedrukte katoenen (赤色形付木綿) 150反の中の一部の取引とも考えられるが、本文では確実性の高い「〔金巾〕」類のみ対象として記した。

[付記1]

本稿作成にあたっては、東京大学史料編纂所共同研究員イサベル・田中・ファンダーレン氏に数々の御教示を頂きました。記して深甚なる謝意を表します。

[付記2]

本稿は、JSPS 科研費 17K03110 の助成を受けたものです。